

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年11月30日
【計算期間】 第1期（自 平成22年9月28日 至 平成23年5月31日）
【ファンド名】 コクサイ・ケイマン・トラスト -
外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・
セレクション
（Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open
Currency Selection）
【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アールン通り
287 - 289番
（287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 水谷 共宏
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成23年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円および1豪ドル＝75.17円）による。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルクラス受益証券、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」という。）は米ドル建であり、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および豪ドル建インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」といい、米ドル建受益証券とあわせて、個別にまたは総称して「受益証券」または「通貨クラス」という。）は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection）（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成22年8月3日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む4つのサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスで構成される。各クラスの表示通貨は、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラスおよび米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスは米ドルとし、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスについては豪ドルとする。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（Kokusai Trust）のサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（US High Yield Bond Fund）のUSHYFノン・ヘッジ・クラス（USHYF Non-hedge Class）（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債^{（注）}（以下「米国ハイ・イールド債」ということがある。）に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。

サブ・ファンドの信託金の限度額はない。

（注）ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成28年5月31日に終了する。

（2）【ファンドの沿革】

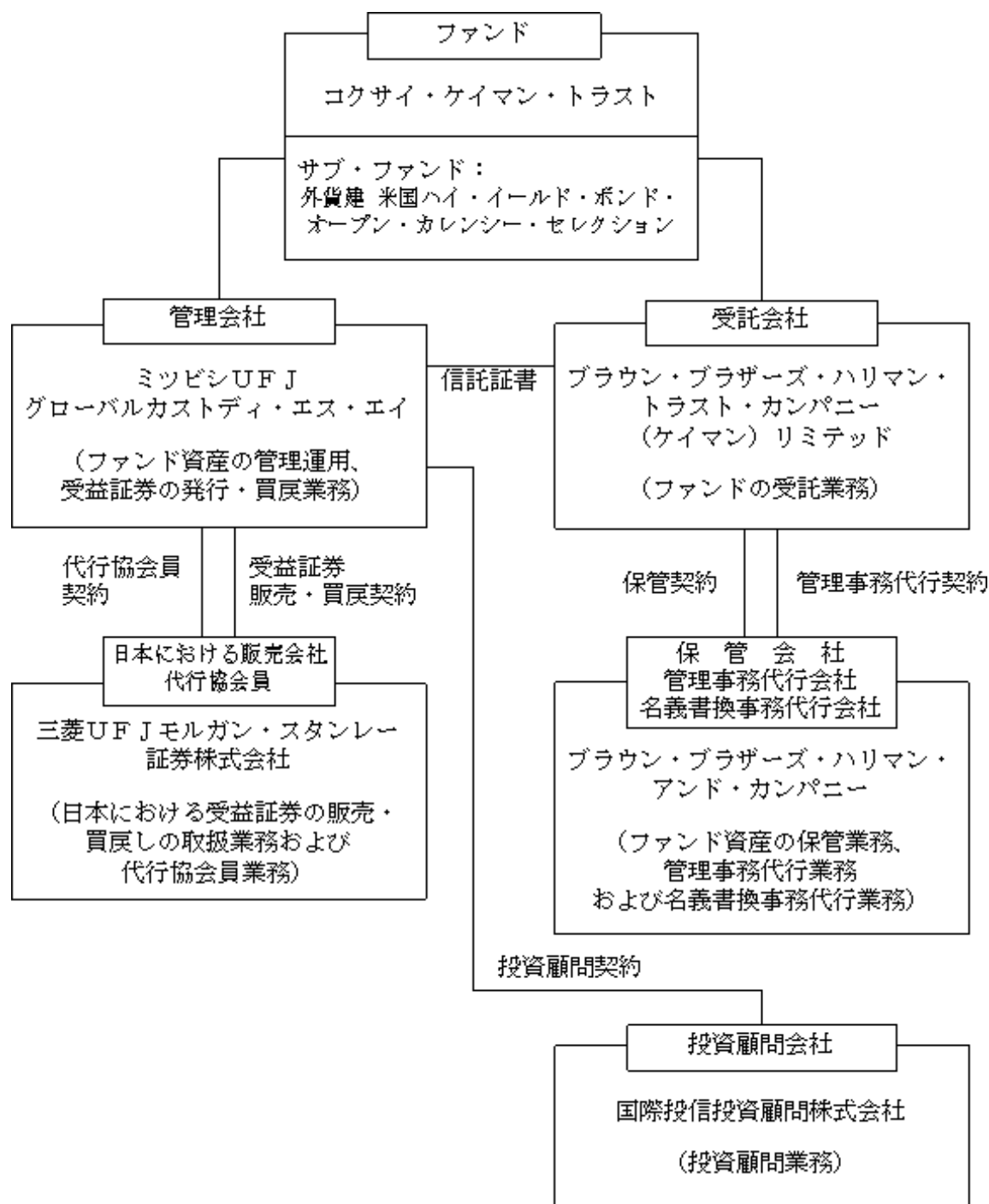
昭和49年4月11日 管理会社設立

平成22年8月3日 信託証書および補遺信託証書締結

平成22年 8 月23日 日本における受益証券の募集開始
平成22年 9 月28日 サブ・ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱ＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年８月３日付で信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・トラスト・カン パニー（ケイマン）リミ テッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成22年８月３日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・アンド・カンパ ニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	平成20年11月３日付で保管契約（注１）を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 平成20年11月３日付で管理事務代行契約（注２）を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成22年８月４日付で投資顧問契約（注３）を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタン レー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年８月４日付で管理会社との間で代行協会員契約（注４）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成22年８月４日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注５）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

（注２）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注３）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券１口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注５）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年４月11日に設立された。1915年８月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運

営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することである。

（ハ）資本金の額（平成23年9月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約28億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ホ）大株主の状況

（平成23年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期限を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成28年5月31日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはＣＩＭＡに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

サブ・ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース

（PricewaterhouseCoopers）ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

受託会社は、ＣＩＭＡが承認した監査人を通じて、毎年５月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を５月31日から６か月以内にＣＩＭＡに提出する。

受託会社は、一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）の第９規則によって要求される事項を記載した営業報告書をＣＩＭＡに提出する。

（ロ）受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年５月31日である。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常３か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から３か月以内に、未監査会計書類が作成される。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の修正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定によ

り、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドおよびサブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aの免許および監督に服し、C I M Aは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。さらに、C I M Aは、受託会社にC I M Aがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、C I M Aに提出または開示しなければならない。C I M Aは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。C I M Aの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、C I M Aは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、サブ・ファンドの免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、C I M Aの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

・サブ・ファンドの投資目的および投資戦略

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、投資先ファンドへの投資を通じて、主として米国ハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。

投資戦略

資産配分方針（投資コンセプト）

サブ・ファンドは、外国為替予約取引、直物為替先渡取引^{（注）}、ならびに／または現金および短期金融商品取引を行うことができるものの、その資産のほぼ全額を投資先ファンドに投資することを意図している。

（注）直物為替先渡取引（ＮＤＦ）とは、一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分への受渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差、および元本により計算された額の受渡しを行う取引をいう。

外国為替ヘッジ方針

各クラスの申込代金は、サブ・ファンドに帰属し、外国為替予約取引または直物為替先渡取引を利用して以下のとおり米ドルから当該クラスにおいて選択された通貨（以下「ヘッジ対象通貨」という。）についてヘッジされる（米ドル建 米ドルクラスを除く。）。

通貨クラス	表示通貨	ヘッジ対象通貨	外国為替ヘッジ方針
米ドル建 米ドルクラス	米ドル	なし	外国為替ヘッジを行わない。
米ドル建 ブラジル・ レアル ヘッジクラス	米ドル	ブラジル・ レアル	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをブラジル・レアルに対しヘッジし、ブラジル・レアルの米ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
米ドル建 中国元 ヘッジクラス	米ドル	中国元	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーを中国元に対しヘッジし、中国元の米ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
米ドル建 インドネシア・ ルピア ヘッジクラス	米ドル	インドネシア・ ルピア	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをインドネシア・ルピアに対しヘッジし、インドネシア・ルピアの米ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス	豪ドル	豪ドル	当該クラスは、原則として、損失のリスクを減少させるため、米ドルのエクスポージャーを豪ドルに対しヘッジする。

通貨クラス	表示通貨	ヘッジ対象通貨	外国為替ヘッジ方針
豪ドル建 ブラジル・ レアル ヘッジクラス	豪ドル	ブラジル・ レアル	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをブラジル・レアルに対しヘッジし、ブラジル・レアルの豪ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
豪ドル建 中国元 ヘッジクラス	豪ドル	中国元	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーを中国元に対しヘッジし、中国元の豪ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
豪ドル建 インドネシア・ ルピア ヘッジクラス	豪ドル	インドネシア・ ルピア	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをインドネシア・ルピアに対しヘッジし、インドネシア・ルピアの豪ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。

通常の場合において、投資顧問会社は、各クラスの外国為替ヘッジ比率を95%から105%の間で管理する予定である。

サブ・ファンドの申込代金の主要部分は、ケイマン諸島籍のユニット・トラストである投資先ファンドの受益証券の申込みに充当される。

< 収益の源泉 >

① 米国ハイ・イールド債への投資

他の資産と比較して、相対的に利回りの高い米国ハイ・イールド債を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカム・ゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指す。

② 米ドルとヘッジ対象通貨の短期金利の差から得られる「為替ヘッジ・プレミアム」

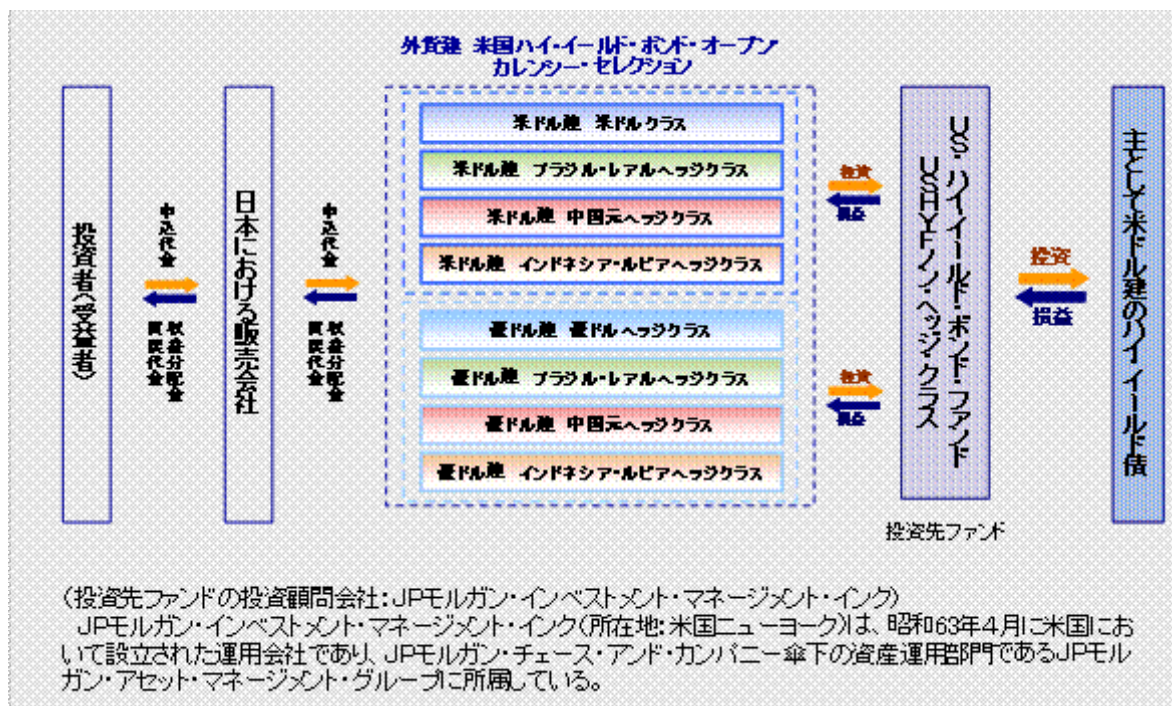
各クラス（米ドル建 米ドルクラスを除く。）においてヘッジ対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合には、「為替ヘッジ・プレミアム」の獲得が期待できる。ただし、各クラスにおいてヘッジ対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合には、「為替ヘッジ・コスト」が生じる。

③ ヘッジ対象通貨の為替変動

各クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）においてヘッジ対象通貨が対表示通貨で上昇（表示通貨安）した場合には、為替差益を得ることができる。一方、対表示通貨で下落（表示通貨高）した場合には、為替差損が生じる。

市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができないことがある。

<サブ・ファンドの仕組み>



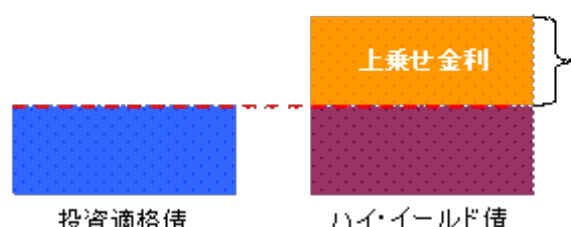
<ハイ・イールド債とは>

■ S & P社やMoody's社などの格付機関による格付が、BB格相当以下の相対的に格付の低い債券をいう。

■ ハイ・イールド債は、投資適格債に比べ、一般的に信用力が低く、デフォルト*のリスクも高くなることから、その分金利が上乗せされる傾向がある。

※デフォルト：債務不履行および支払遅延

<イメージ図>



低 高
利回り
信用力

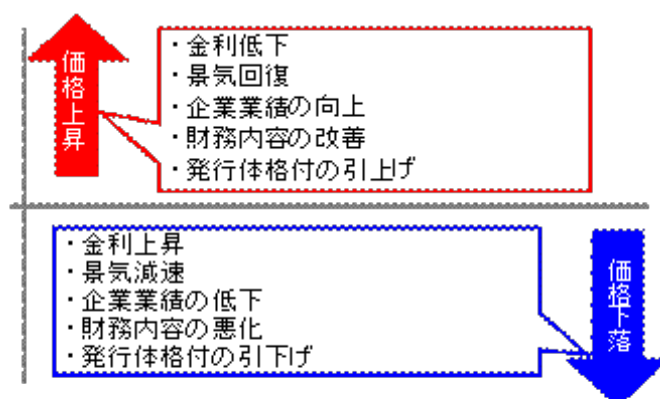
格付と信用力のイメージ

Moody's社	S&P社
Aaa	AAA
Aa	AA
A	A
Baa	BBB
Ba	BB
B	B
Caa	CCC
Ca	CC
C	C
	D

投資先ファンドでは、デフォルト債には原則として投資を行わないが、保有している債券がデフォルト債となった場合には、保有を継続する場合がある。

景気動向とハイ・イールド債の価格変動の関係

一般的に、景気回復時には金利が上昇し、債券価格は下落すると考えられるが、ハイ・イールド債には、景気回復時の金利上昇局面において、発行体である企業の業績向上や財務内容の改善が期待されることなどから、債券価格が上昇するという傾向がある。



※上記はハイ・イールド債の主な価格変動要因の一例を示したものであり、すべての価格変動要因を表すものではない。

<為替ヘッジ・プレミアムとは>

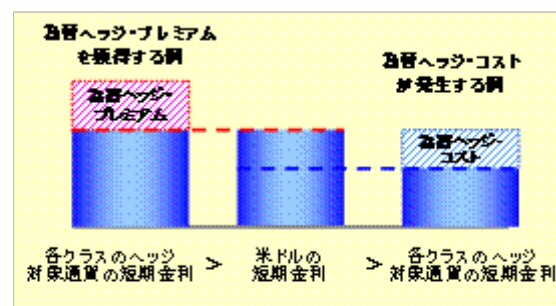
■サブ・ファンドの各クラス(注)は、米ドルを売り、ヘッジ対象通貨を買うことで為替ヘッジを行う。

■各クラス(注)のヘッジ対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して高い場合には、為替ヘッジを行うことによって、通貨間の短期金利差を「為替ヘッジ・プレミアム」として実質的に受け取ることが期待できる。

逆に、各クラス(注)のヘッジ対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して低い場合には、「為替ヘッジ・コスト」がかかる。

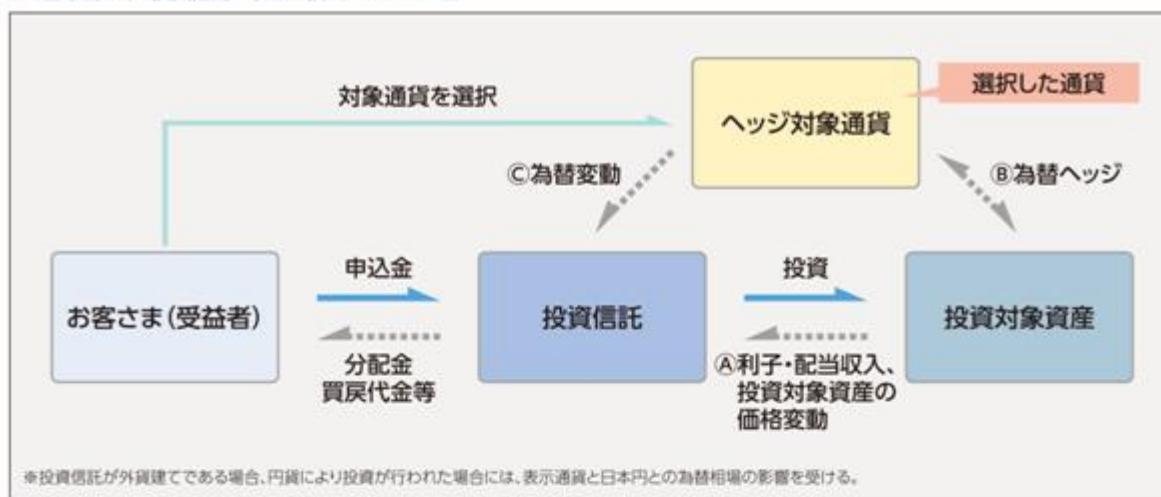
(注) 米ドル建 米ドルクラスを除く。

為替ヘッジ・プレミアムと為替ヘッジ・コスト



収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替ヘッジの対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託である。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられる。

① 投資対象資産の価格変動 (上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となる。
- ・逆に、投資対象資産が値下がった場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

② 為替ヘッジプレミアム／為替ヘッジコスト (上図②部分)

- ・ヘッジ対象通貨 (選択した通貨) の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による為替ヘッジプレミアムが期待できる。
- ・逆に、ヘッジ対象通貨 (選択した通貨) の短期金利の方が低い場合には、為替ヘッジコストが生じる。
- ・なお、ヘッジ対象通貨 (選択した通貨) と投資対象資産の通貨が同一通貨の場合、為替ヘッジプレミアムや為替ヘッジコストは発生しない。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合がある。

③ 為替差益／差損 (上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替ヘッジを行っていないため、ヘッジ対象通貨 (選択した通貨) と投資信託の表示通貨 (以下「表示通貨」という。) が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなる。
- ・ヘッジ対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができる。
- ・逆に、ヘッジ対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生する。
- ・この他、表示通貨が外貨建てである場合、円貨により投資が行われた場合には表示通貨と日本円の為替リスクが生じる。

➡ これまで説明した内容についてまとめると、以下のようになる。

収益の源泉	=	① 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	② 為替ヘッジプレミアム／ 為替ヘッジコスト	+	③ 為替差益／為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転 (金利の低下等)* 投資対象資産 (債券等) の 価格の上昇		ヘッジ対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る ヘッジプレミアムの発生		ヘッジ対象通貨が 対表示通貨で上昇 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産 (債券等) の 価格の下落 投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等)*		ヘッジコストの発生 ヘッジ対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		為替差損の発生 ヘッジ対象通貨が 対表示通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類 (債券、株式、不動産等) による。

・投資先ファンドの投資戦略および投資制限

投資先ファンド

コクサイ・トラスト -

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - U S H Y F ノン・ヘッジ・クラス

投資顧問会社：ＪＰモルガン・インベストメント・マネージメント・インク（J.P. Morgan Investment Management Inc.）

受託会社：インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（Intertrust Trustees (Cayman) Limited）

（注）インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、平成23年8月1日付で、その名称をクローズ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドから変更した。

管理事務代行会社および保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）

設定日：平成22年9月28日

会計年度末：5月31日

信託期間：無期限（ただし、早期に終了することがある。）

監査人：プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）

申込手数料：なし

投資目的

投資先ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求することである。

投資戦略および投資制限

投資先ファンドは、以下の投資対象（以下「適格投資対象」という。）に投資および再投資を行う。

- ・企業発行体の債務
- ・米国政府の債務
- ・現金、ならびにコマーシャル・ペーパーおよび預金証書を含むがこれらに限られない短期金融商品
- ・投資先ファンドの投資目的および投資戦略を達成するために必要または適切であると投資先ファンドの投資顧問会社の判断によりみなされるその他許容された投資ビークル

適格投資対象は、米ドル建資産に限られる。

適格投資対象は、日々、値洗いされなければならない。

デリバティブの使用

投資先ファンドは、以下の取引所で取引されるデリバティブを、投資先ファンドのデュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスクおよび市場ボラティリティ・リスクを管理する目的で使用する事ができる。

- ・米国政府債先物
- ・米国政府債先物オプション
- ・先物ロング・ポジションの額面総額は、投資先ファンドの現金額以下とする。
- ・先物ショート・ポジションの額面総額は、投資先資産の評価額以下とする。
- ・ロング・ポジションの支払プレミアムの総額は、コールまたはプットのいずれかについて、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とする。
- ・ショート・コール・オプションの額面総額は、投資先資産の評価額以下とする。
- ・ショート・プット・オプションの額面総額は、投資先ファンドの現金額以下とする。
- ・投資先ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップに参加または投資しない。

資産配分方針

通常の場合において、投資先ファンドは、以下の資産配分方針に従う。

- ・総投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の100%以下とする。
- ・現金および短期金融商品を除く総投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の80%以上とする。

る。

- ・ 米国政府債の総投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の25%以下とする。
- ・ 米国以外の発行体により発行された債券の割合は、投資先ファンドの純資産価額の25%以下とする。
- ・ いずれかの単一の企業発行体に対する投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の5%を超えないものとする。
- ・ B B B -（スタンダード・アンド・プアーズ）/ B a a 3（ムーディーズ）以上の格付の債券（米国政府債を含み、現金および短期金融商品を除く。）に対する投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の25%を上限とする。

信用格付にかかる方針

- ・ 投資先ファンドは、その投資対象について、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズによる信用格付を参照する。ある証券について異なる格付が付与された場合、高い方が適用される。
- ・ 投資先ファンドは、主に、B B +（スタンダード・アンド・プアーズ）/ B a 1（ムーディーズ）以下の格付の社債に投資する。
- ・ 投資先ファンドは、格付を付与されていないが、投資先ファンドの投資顧問会社によりB B +（スタンダード・アンド・プアーズ）/ B a 1（ムーディーズ）以下の格付に相当するとみなされる社債に投資することができる。かかる格付を付与されていない社債に対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とする。
- ・ 投資先ファンドは、B B B -（スタンダード・アンド・プアーズ）/ B a a 3（ムーディーズ）以上の格付を付与された投資適格社債に投資することができる。投資適格社債への総投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の15%以下とする。
- ・ 債務不履行の債券への直接の投資は禁止される。保有証券の債務不履行の場合には、投資先ファンドは、当該証券の保有を続けることができるが、かかる債務不履行の証券の投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の15%以下とする。

その他の投資制限

- ・（エクイティに対する投資）投資先ファンドは、エクイティ証券に直接投資してはならない。エクイティに対する投資は、転換社債の転換、社債保有者に付与されたワラントまたはその他の新株引受権の行使、および新規社債の発行、債務不履行となった債券またはクラスアクション等に関連したエクイティの受領の結果として行われる。かかるエクイティに対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とする。
- ・（ワラントに対する投資）投資先ファンドは、ワラントに直接投資してはならない。ワラントに対する投資は、ワラント債に対する投資または社債保有者に付与されたワラントの引受権の行使によって行われる。かかるワラントに対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の5%を超えてはならない。ワラントは、販売時に債券から分離することができ、ワラントまたは債券は個別に処分することができる。
- ・（ローンに対する投資）投資先ファンドは、ローン・パーティシペーションに投資してはならず、また、ローンの譲渡を受けてはならない。
- ・（レバレッジ）投資先ファンドは、その純資産価額の10%を超える金額の借入れを行ってはならない。ただし、借入資金は、証券等に対する投資に利用されないものとする。
- ・（非流動資産）投資先ファンドは、その純資産価額の15%を超えて非流動資産に投資してはならない。非流動資産とは、投資先ファンドの投資顧問会社が、通常の業務過程において7日以内に売却または処分することができないと考える資産と定義される。証券は、市場相場が即時に入手できないことのみを理由として非流動的とみなされない。
- ・（集団投資スキーム）投資先ファンドは、集団投資スキームに投資してはならない。
- ・（空売り）投資先ファンドは、デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券のショート・ポジションも取得してはならない。
- ・ 受益者保護に反するか、または投資先ファンドの資産の適正な運用を害する、受託会社の一切

の取引（当該受託会社が自らのためまたは第三者のために行う取引等）を禁止する。

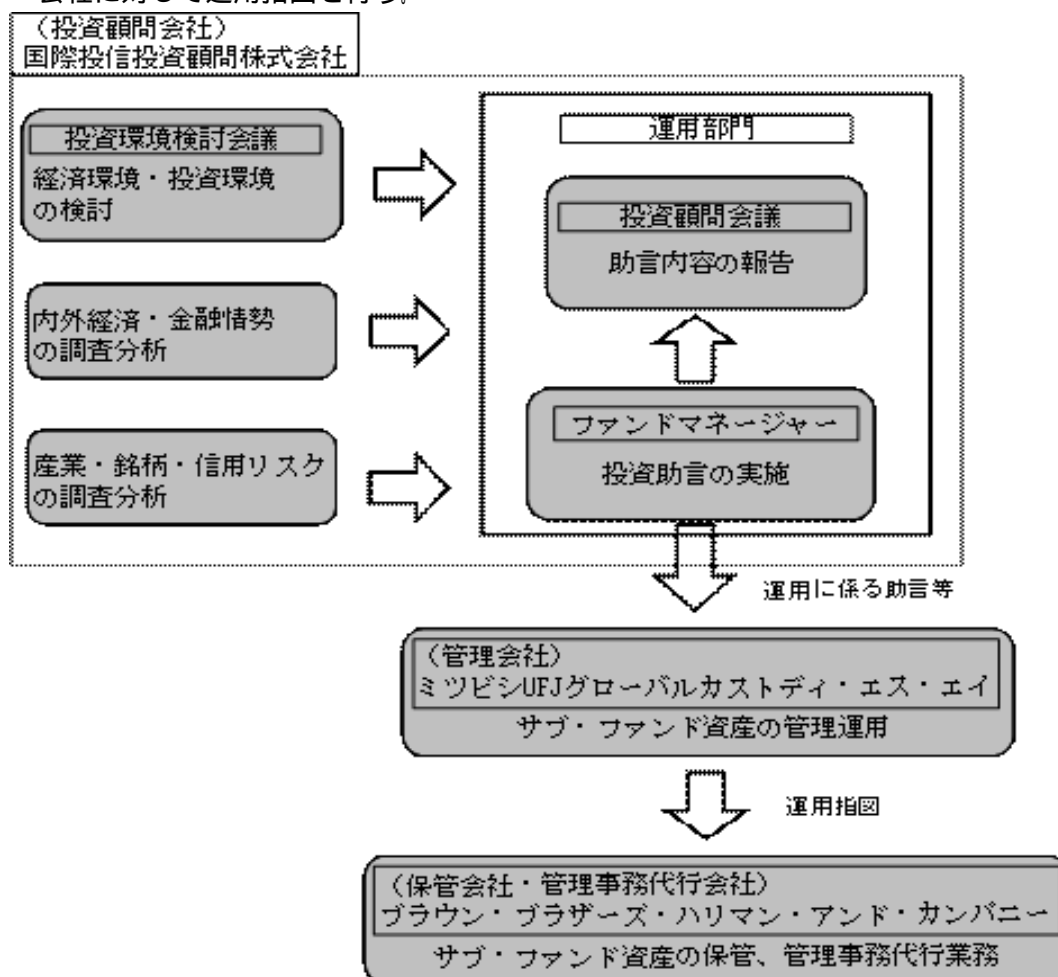
市況動向、資金動向または投資先ファンドの残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができないことがある。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約を締結し、投資顧問会社は、管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産の保管会社・管理事務代行会社に対して運用指図を行う。



投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

（４）【分配方針】

管理会社は、その裁量により、平成22年12月以降、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。なお、初回の分配は、平成22年12月29日に宣言された。分配は、受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して、分配の宣言時から起算して５営業日以内に行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、その保有するサブ・ファンドの受益証券の口数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金は、当該日より、管理会社が適切であると判断した方法により、サブ・ファンドのために計上される。

管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課またはその他の税金、手数料もしくはその他のあらゆる性質の賦課について、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払および金額について保証するものではない。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次の分配金落ち日までの期間をいう。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

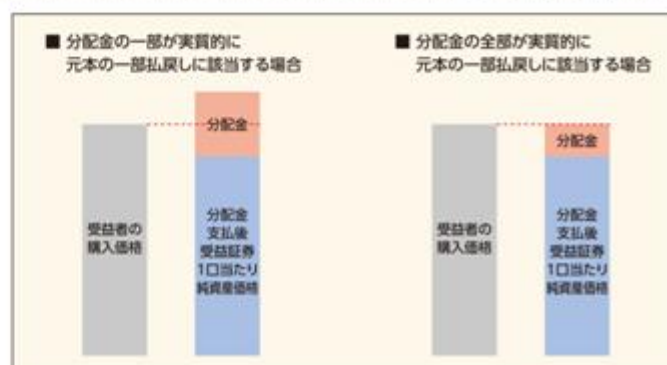
○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

ケースA: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル = 10米ドル
ケースB: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル = 5米ドル
ケースC: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル = ▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断すること。

(注) 豪ドル建の各クラスについては、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドル建で計算され、分配金は豪ドル建で支払われる。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

（５）【投資制限】

管理会社は、以下の投資制限をサブ・ファンドが遵守するよう確保する。

- （ ）サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- （ ）残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではない。
- （ ）サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- （ ）サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- （ ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ ）管理会社またはその他第三者の利益のために受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各クラスの受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる債務証券に対する集中によって一部のポートフォリオに不適切となる可能性がある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

サブ・ファンドの主なリスク要因

受益証券 1 口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券 1 口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

投資信託は預貯金と異なる。

為替変動リスク

受益証券 1 口当たり純資産価格の算定は、外貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

<各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）>

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券 1 口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券 1 口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大

きく異なる場合がある。この結果、受益証券１口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

金利変動リスク（債券価格変動リスク）

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション^{（注）}が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性がある。

一般的ナリスク

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクを伴う。サブ・ファンドが投資目的を達成するという保証はなく、当該受益者が自己の投資のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクを伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産について、投資目的または投資戦略の実行が受益者の損失という結果を招くこととはないという保証はない。

最近に設立されたファンドであり、運用歴が限定的であること

サブ・ファンドは新規に設立されており、運用実績の記録が限定的である。

カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。

サブ・ファンドが投資する可能性のある、格付が低いか、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

発行体リスク

証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジ、および発行体の商品または業務提供に対する需要の低下などの、発行体に直接関係する多数の理由により、下落する可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

戦略リスク（一定の取引商品）

金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、サブ・ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により

当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの強化を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に投資する。サブ・ファンドは、その投資対象を、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に有することができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

相当なリスクを伴う新興市場およびソブリン債務

サブ・ファンドは、新興国のソブリン債務および企業債務（またはそれに関する商品）に投資する。新興国の通貨および証券の価額は、発行国の政治的発展に強烈な影響を受けることがある。更に、当該関連諸国の既存政府が、国有化、収用、没収税もしくは規制を課し、または利払いに対する源泉徴収税を課すこと含む、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性のある措置を取るおそれがある。

サブ・ファンドが投資する国の多くは、このような政治的、経済的および／または社会的不安定に陥っている。これらの多くの国々においては、自国通貨の価値も劇的に変動している。こうした不安定または変動が将来発生しない、または発生したとしてもそれらがサブ・ファンドのパフォーマンスに相当な悪影響を及ぼすことはないという保証はない。

多くの新興国の経済は、未だ近代的発展の初期段階にあり、突然かつ予測できない変化を受ける。多くの場合、政府は、経済に対し高度の直接的支配力を保持しており、突然かつ広範な影響を及ぼす措置を取ることがある。また、多くの新興国の経済は、小さな市場の集まり、または単一の市場に、過度に依拠している。

多くの新興国は、堅固なインフラを欠いている。電信による通信システムは一般に貧弱であり、銀行およびその他の金融システムは、発達しきれておらず、また、規制も未熟である。多くの国は限られた供給量の国内貯蓄しかなく、ビジネスにおいては運転資本を入手するのが困難である可能性がある。また、相当額の対外債務を抱えていることがあり、そのことが市場のパフォーマンスに悪影響を与え、経済の正常な機能に影響している。公正かつ経済的に合理的な税制を欠くことが多いため、これが恣意的なまたは重い税金が突然課されるという付随的なリスクとなり、外国投資家に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

新興国には、相当な金利の変動のみならず、高インフレ・高金利の期間が生じやすく、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドが購入した証券およびそれらに関してサブ・ファンドが締結した商品は、流動的な取引市場を欠くことがあり、これによりサブ・ファンドがかかる証券を売却または取引を終了することができないこととなり、その結果、サブ・ファンドが潜在的かつ無制限の損失を負う可能性がある。

新興国証券について取引を行うのに使われる仕組みは、複雑な場合があり、かかる仕組みがかかる法域で通常利用されているものであっても、重大な取引相手方リスク（エクスポージャー）を伴い、および／または現地の法律を遵守していない（もしくは遵守が明確でない）可能性がある。

一般に、新興国の会計、監査および財務報告基準は、より先進的な諸国で適用されるものと同等でなく、国によっては、投資者に対する補助が実質的にないことがある。新興国、関連政府または企業体および一般的な経済指標に関する情報およびリサーチ（公式データを含む。）の入手可能性、質および信頼性は、先進市場に対する投資に関するものより低い場合がある。新興国の会社に課される財務情報の公表義務は、限定的である可能性がある。

新興国に対する外国投資は制限されている場合がある。これらの国の多くの通貨が換算不可能であり、投資対象の価額は利用可能な通貨レートの変動および為替管理規制に影響されることがある。したがって、利益の送金が制限されることがあり、サブ・ファンドは、市場にアクセスし、かつ利益を送金するために、スワップ、参加契約、ローンおよびその他間接的投資手法を利用しなければならないことがある。更に、これらの国々の銀行システムは欧米の取引相手方ほど発展しておらず、これらの諸国内における資金の移転およびこれらの諸国からの金銭の送金について相当な遅れが生じることがある。

多くの新興国で、税金ならびにその他の法律および規則が遡及的に適用されたことがあるという事実、多くの新興国の税金ならびにその他の法律および規則の起草が不完全であり、非常に説明的であり、かつ未公表または広く公布されていないことがあるという事実、デリバティブ契約およびその他の投資対象の利益および損失に対する課税措置が未だ整備されていないことがあるという事実、ならびに、税金およびその他の法律の施行が予測できずかつ恣意的であるという事実に伴う一定のリスクがある。

新興国内会社の所有権およびコーポレート・ガバナンスを規制する一定の新興国の法律（例えば、株主に対する一般募集を行うために株式の大量買付けまたは過半数株主の開示を要求すること）は存在せず、または少数株主に対してわずかな保護しか与えないことがある。開示および報告規制は、一般に、年次報告書および四半期報告書から目論見書の内容および交付要件に至るまで、最低限の場合から不存在の場合までである。また、詐欺取引防止およびインサイダー取引防止の制定法が一般に未発達である。既存の事業運営を終了し、自社の資産を売却もしくはその他処分し、またはその他自社の株主の同意なく会社の価値に著しく影響を及ぼす経営陣の能力について、現地法上禁止または制限がないことがある。希薄化を防止する保護も非常に限られていることがある。一般に、経営陣または取締役の側に会社または株主全体に対する信任義務の概念がない。株主権による違反に対する是正は、デリバティブまたはクラス・アクション訴訟の制度がない限り困難である可能性がある。

一般に、新興国に関する取引のコストは先進市場に関する同等のコストよりも高く（著しく高い可能性もある。）、また他国の通貨を入手するためのコストを含む可能性がある。新興市場の証券に対して投資する追加リスクには、(a)流動性の欠如および価格変動性、(b)一定の業界に対する投資に関する国の制限的な方針、(c)収用、帰化および没収的課税措置、(d)政治的、社会的および財政的不安定性、ならびに(e)（サブ・ファンドは主に米ドル建資産に投資するものの）米ドルと新興国通貨との間の為替レートの変動を含む。

ソブリン債

サブ・ファンドは、主に新興国を含むソブリン債発行体が発行または保証するソブリン債証券に投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることも

ある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

ブレディ債

サブ・ファンドは、ブレディ債に投資することができる。ブレディ債は、元米国財務長官ニコラス・F・ブレディにより1989年に導入された構想（以下「ブレディ・プラン」という。）に基づく債務再編に関連して、国家機関に対する既存の商業銀行ローンを新規債務と交換することにより設定される債務である。ブレディ・プランによる債務再編は、今日までメキシコ、ベネズエラ、アルゼンチン、ウルグアイ、コスタリカ、ナイジェリア、フィリピン、ブラジル、ペルー、エクアドル、パナマ、ポーランドおよびブルガリアで実施されてきた。現段階の見積もりによると、今日までに合計約800億米ドルとなるブレディ債が未払であり、ブレディ債の最も大きな部分はメキシコ、アルゼンチンおよびベネズエラにより発行されている。サブ・ファンドは、ブレディ債の債務として再編され得る銀行ローンに（参加または譲渡により）投資することがある。

ブレディ債は、ほとんどが米ドル建ではあるものの、様々な通貨により担保されかつ発行されていることがあり、店頭流通市場で活発に取引されている。米ドル建の担保付ブレディ債は、固定利付額面価格債である場合も、変動利付割引債である場合もあり、一般に、ブレディ債と同じ満期の米国財務省ゼロ・クーポン債により元本について全額担保されている。ブレディ債は3つから4つの評価要素を有するとみられることが多い。すなわち、（ ）最終満期時の担保された一定の元本額の返済、（ ）担保された利払、（ ）無担保の利払、および（ ）満期時の無担保元本の返済（無担保金額が「残余リスク」を構成する。）である。ブレディ債の残余リスク、および、特に、ブレディ債を発行している国の公的機関による商業銀行ローンに関する不履行歴という要因に照らして、ブレディ債に対する投資は投機的とみなされる。

サブ・ファンドの費用

サブ・ファンドの費用は、その他多くの私募投資信託において見られるものよりも純資産に占める割合が高いことがある。

純資産価額の計算

証券の売却が取引日直後に発生した場合でも、後記の受益証券1口当たり純資産価格の決定が証券の実際の売却価格を反映する保証はない。投資対象の売却が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとり、サブ・ファンドの純資産価額が減少することとなる。価格設定が許容範囲を超えて不透明であった場合、当該不透明性の解決についての最終権限は最終的に受託会社にある。

純資産価額は、米国において適用される、一般的に認められた会計原則に基づいて決定される。サブ・ファンドの特定の投資対象（直接または間接的に問わない。）について、それが正確な評価であると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しによって、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となる可能性がある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかしながら、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定されたものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務および規制リスク

法的、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの存続期間中に生じる可能性があり、かかる変更はサブ・ファンドに対して不利な影響を与えることがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

クラスに関する一定のリスク

為替リスクおよび為替ヘッジのリスク

ヘッジを行わないクラスに帰属する投資対象の場合を除き、投資顧問会社は、サブ・ファンドの米ドル・エクスポージャーを、ヘッジを行う各クラスのヘッジ対象通貨に対してヘッジすることを追求する。ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方による債務不履行の可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、ヘッジ対象通貨の価値が米ドルに比べて減少することがあり、したがって、損失を被ることがある。投資顧問会社は、実行可能とみなす方法で為替レートに対するヘッジ取引に従事する。投資顧問会社が、為替レートのリスクに対して十分にヘッジを行わなかった場合、当該ヘッジは、前記の通貨間の為替レートの変動に対して部分的な保護のみを提供することとなり、損失は、サブ・ファンドがかかるポジションに対して十分にヘッジした場合よりも大きくなる可能性がある。

クラス間における債務負担

ファンドは、独立の法主体ではない。ファンド内会計の目的上、別個の勘定がクラス毎に設定される。かかるクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は当該勘定に配分され、かかるクラスに明確に配分できるサブ・ファンドの債務は、当該勘定の借方に計上される。クラスの支払不能または終了の場合（すなわち、クラスの資産がクラスの債務への充当に不十分である場合）、個別のクラスに対して計上されている額だけでなく、サブ・ファンドのすべての資産が、クラスの債務に充当するために使用される。その他のクラスに帰属する債務が当該各クラスに帰属する資産を超過するまで、いずれか一のクラスに帰属する資産を分離することは不可能である。したがって、例えば、一のクラスの勘定に負債が生じ、債権者がかかる負債に関してサブ・ファンドに対する判決を取得する場合、サブ・ファンドの資産は、クラスにかかわらず、かかる判決を履行するために利用可能である。受託会社は、現在、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

サブ・ファンド内での様々なクラスの運用開始は、異なる時期に生じることがあり、したがって、特定のクラス（複数の場合もある。）の運用開始時に、特定のクラスが関連する資産のプールが取引を開始していることがある。サブ・ファンドに関する財務情報は、随時公表され、直近に公表された監査済みまたは未監査の財務情報は、要求により、投資予定者に提供される。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

ヘッジに関する一定のリスク

クラス間における担保提供

サブ・ファンドは、単一のポートフォリオにより構成される。クラスのヘッジの影響は、当該クラスの資産が為替ヘッジの損失をカバーするために不十分である場合にのみ当該クラスに及ぼされることが意図される一方、その他のクラスに帰属する資産は、かかる不足をカバーするために使用される。それにもかかわらず、様々なクラスは、当該クラスのためにヘッジにより生じた値上がりから利益を得ることはない。

法律顧問 受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および／または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を雇用している。顧問はまた、その他のファンド当事者の法律顧問として行為することもある。

ファンド当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されていない。

リスク開示の制限 リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談するべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに発展し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社は、管理事務代行会社からの情報を元に、投資制限の遵守状況のモニタリングを定期的に行っている。

投資顧問会社は、多面的にサブ・ファンドのリスク管理を行っている。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。
日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15％（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

（３）【管理報酬等】

（ ）管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の管理報酬は202,269米ドルであった。

（ ）投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は1,921,553米ドルであった。

（ ）受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の受託報酬は51,544米ドルであった。

（ ）管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、年間45,000米ドルの最低報酬を条件として、以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドルまでの部分について	年率0.05％
5億米ドル超10億米ドルまでの部分について	年率0.04％
10億米ドル超の部分について	年率0.03％

平成23年５月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は239,400米ドルであった。

（ ）保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。かかる報酬は、米ドル建てで、当該月の終了後、会計年度を基準として30暦日以内に毎月後払いされる。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の保管報酬は75,105米ドルであった。

（ ）販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成23年5月31日に終了した会計年度中の販売報酬は2,528,359米ドルであった。

() 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成23年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は252,836米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

ファンドの設立に関する費用は、約340,000米ドルとして見積もられていた。受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンドの設立費用は、サブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からサブ・ファンドの第5会計年度の終了時まで償却される。ただし、ファンドの設立費用については、当該償却期間中に追加のサブ・ファンドが設定された場合、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースで負担する。

サブ・ファンドの設立および終了に関する費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、5会計年度間で償却される。

サブ・ファンドの各クラスは、すべての費用、または管理会社が負担する費用を除いて、特定のクラスまたは複数のクラス（場合による。）に帰属しないすべてのサブ・ファンドの費用の（各純資産価額ベースでの）按分金額を支払う。

平成23年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した設立費用は41,507米ドルであった。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てられない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用（受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。）がサブ・ファンドの資産から支払われる。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

平成23年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は37,538米ドルであった。

コクサイ・トラスト・ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの報酬および費用

設立費用

コクサイ・トラスト・ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの設立およびＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の当初募集の費用を支払う。かかる費用は、取引運営の開始から5年以内の期間で償却される。

運営費用および取引費用

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、以下の費用を含む（ただし、これらに限られない。）運営費用を負担する。すなわち、弁護士報酬、受益証券の継続募集の費用（英文目論見書の作成および頒布の費用を含む。）、印刷および郵送費用、届出の手数料および費用、会計、監査、および税務書類作成費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および臨時費用（もしあれば）、利息費用（レポ契約およびＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによる借入れの利息を含む。）、保管報酬、

リスク計算業務、銀行手数料、仲介手数料（オプション取引を含む。）、スプレッド、証券の利幅、スワップおよび先渡し、ショート・ディビデンド、通貨ヘッジ費用、ならびにその他の投資および運営費用である。

臨時費用

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、課される税金（もしあれば）について責任を負う（これに対し、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対する投資について受益者に対して課される税金については責任を負わない。）。受託会社およびその委託先は、現在、かかる税金を認識しておらず（外国配当に対する源泉徴収税を除く。）、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが将来かかる税金を負担することがないよう最善の努力を行う。さらに、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、自己の取引に付随する一定の臨時手数料を支払わなければならない場合がある。受託会社およびその委託先は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが支払うことになる可能性のあるかかる費用が高額にはならないと予想している。

投資顧問報酬

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社に報酬および手数料を支払う。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、毎年、1月1日、4月1日、7月1日および10月1日の前営業日のＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額に基づき計算される一律年率0.5%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、米ドルで支払われ、3か月毎に発生し、後払いされる。

管理事務代行報酬

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの管理事務代行会社は、年間45,000米ドルの最低報酬を条件として、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから、月次の報酬を受領する。管理事務代行報酬は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の最初の5億米ドルの部分についてＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.09%として計算され、次の5億米ドルの部分についてＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.08%として計算され、10億米ドルの資産を超える部分についてＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.07%として計算される。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの管理事務代行会社の一定の他の立替費用ならびに適用ある情報、通信および技術関連手数料もまた、管理事務および保管業務契約に従い、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドまたはＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社に課される。

受託報酬

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、受託会社に対して、約5,500米ドルの最低年間報酬ならびに追加の時間制報酬、費用および当初費用を加えた金額を前払いで支払う。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、コクサイ・トラストについて、現在610米ドルの年間免税トラスト手数料および現在3,560米ドルの年間ミューチュアル・ファンド登録手数料の比例按分額も支払う。

「ソフト・ダラー」

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、1934年米国証券取引法第28(e)条で規定される「セーフ・ハーバー」内でリサーチ、リサーチ関連業務およびその他の業務を提供するかまたはそれらについて代金を支払う企業に仲介を指示する権限を特に付与されている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、現行の法規の下で、ファンド、サブ・ファンド、受託会社または受益者に対し、所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、資産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、ファンドまたはサブ・ファンドに関連して受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

受託会社は、信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル（約4万6,757円）である。信託証書につき、50米ドル（約3,833円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する登録手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル（約27万9,773円）である。

（Ｃ）その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

（平成23年 9 月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	1,375,206,337.05	104.01
現金・その他の資産（負債控除後）		- 52,970,742.07	- 4.01
合計 (純資産総額)		1,322,235,594.98 (約101,349百万円)	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年 9 月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	ケイマン 諸島	投資 信託	150,115,308,050.37	0.01	1,486,773,592.50	0.01	1,375,206,337.05	104.01

< 参考情報 >

投資先ファンドの組入上位銘柄

（平成23年 9 月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1.	DISH DBS CORP 7.875% 09/01/19	アメリカ合衆国	社債	7.875	2019/ 9 / 1	1.59
2.	SPRINT CAP 8.75% 3/15/32	アメリカ合衆国	社債	8.750	2032/ 3 / 15	1.39
3.	CIT GROUP INC 7% 5/1/17	アメリカ合衆国	社債	7.000	2017/ 5 / 1	1.36
4.	BIOMET INC 10.375% 10/15/17	アメリカ合衆国	社債	10.375	2017/10/15	1.35
5.	HARRAHS OPERAT 11.25% 06/01/17	アメリカ合衆国	社債	11.250	2017/ 6 / 1	1.29
6.	HCA INC 7.5% 02/15/22	アメリカ合衆国	社債	7.500	2022/ 2 / 15	1.09
7.	CLEAR CHANNEL 9.25% 12/15/17	アメリカ合衆国	社債	9.250	2017/12/15	1.02
8.	ALLY FINANCIAL 6.25% 12/01/17	アメリカ合衆国	社債	6.250	2017/12/ 1	0.99
9.	SUNGARD DATA 10.25% 8/15/15	アメリカ合衆国	社債	10.250	2015/ 8 / 15	0.95
10.	INTELSAT JACKSON INTEL 11.25% 6/15/16	ルクセンブルグ	社債	11.250	2016/ 6 / 15	0.90

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成23年9月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成23年9月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末及び平成22年9月28日（サブ・ファンドの運用開始日）から平成23年9月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

なお、下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

<米ドル建 米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 （平成23年5月末日）	109,012,703	8,355,823,713	101.30	7,765
平成22年9月末日	19,344,382	1,482,746,847	100.02	7,667
10月末日	26,231,792	2,010,666,835	101.09	7,749
11月末日	37,459,722	2,871,287,713	99.74	7,645
12月末日	43,788,717	3,356,405,172	100.67	7,716
平成23年1月末日	56,570,120	4,336,099,682	101.63	7,790
2月末日	66,243,377	5,077,554,849	101.90	7,811
3月末日	82,790,991	6,345,929,441	101.32	7,766
4月末日	99,257,324	7,608,073,916	101.78	7,801
5月末日	109,012,703	8,355,823,713	101.30	7,765
6月末日	115,937,651	8,886,620,971	99.81	7,650
7月末日	116,655,154	8,941,617,526	100.32	7,690
8月末日	108,881,318	8,345,752,989	96.15	7,370
9月末日	102,906,721	7,887,800,189	92.13	7,062

（注）上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（平成22年９月28日～平成23年９月末日）



（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている１口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	910,946,379	69,824,039,914	108.14	8,289
平成22年9月末日	205,233,557	15,731,152,142	100.81	7,727
10月末日	255,221,131	19,562,699,687	101.79	7,802
11月末日	312,876,080	23,981,951,570	100.05	7,669
12月末日	348,279,722	26,695,640,687	104.22	7,988
平成23年1月末日	466,581,882	35,763,501,284	104.49	8,009
2月末日	574,018,863	43,998,545,877	104.81	8,034
3月末日	680,637,225	52,170,843,329	105.96	8,122
4月末日	795,630,791	60,985,100,159	109.81	8,417
5月末日	910,946,379	69,824,039,914	108.14	8,289
6月末日	1,076,006,496	82,475,897,898	107.42	8,234
7月末日	1,209,515,188	92,709,339,142	108.12	8,287
8月末日	1,184,159,686	90,765,839,919	100.66	7,716
9月末日	943,957,996	72,354,380,430	81.00	6,209

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	1,619,885	124,164,169	104.56	8,015
平成22年9月末日	383,809	29,418,987	99.82	7,651
10月末日	453,888	34,790,490	100.75	7,722
11月末日	786,463	60,282,407	99.24	7,607
12月末日	828,841	63,530,668	101.45	7,776
平成23年1月末日	917,026	70,290,034	102.69	7,871
2月末日	925,300	70,924,237	103.62	7,942
3月末日	1,089,013	83,472,863	103.65	7,945
4月末日	1,278,633	98,007,253	104.57	8,015
5月末日	1,619,885	124,164,169	104.56	8,015
6月末日	1,600,818	122,702,700	103.33	7,920
7月末日	1,354,565	103,827,445	104.44	8,005
8月末日	1,311,728	100,543,916	101.14	7,752
9月末日	904,533	69,332,458	97.10	7,443

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	56,247,253	4,311,351,929	104.56	8,015
平成22年9月末日	26,614,864	2,040,029,313	99.88	7,656
10月末日	44,542,895	3,414,212,899	100.69	7,718
11月末日	53,341,952	4,088,660,627	98.43	7,545
12月末日	58,584,392	4,490,493,648	99.66	7,639
平成23年1月末日	61,932,789	4,747,148,280	100.09	7,672
2月末日	65,024,668	4,984,140,834	102.46	7,854
3月末日	63,578,291	4,873,276,005	103.08	7,901
4月末日	64,527,254	4,946,013,981	104.98	8,047
5月末日	56,247,253	4,311,351,929	104.56	8,015
6月末日	48,400,154	3,709,871,806	102.56	7,861
7月末日	46,504,652	3,564,581,590	103.68	7,947
8月末日	43,053,562	3,300,055,509	98.83	7,575
9月末日	35,950,122	2,755,576,818	92.01	7,053

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	76,289,419	5,734,675,643	100.83	7,579
平成22年9月末日	15,483,584	1,163,900,997	99.95	7,513
10月末日	18,875,554	1,418,875,405	101.35	7,618
11月末日	24,277,489	1,824,938,825	100.29	7,539
12月末日	27,198,775	2,044,531,886	101.01	7,593
平成23年1月末日	38,597,238	2,901,354,359	101.99	7,667
2月末日	51,014,388	3,834,751,541	102.09	7,674
3月末日	64,284,800	4,832,288,433	101.31	7,615
4月末日	68,253,342	5,130,603,749	101.61	7,638
5月末日	76,289,419	5,734,675,643	100.83	7,579
6月末日	91,396,945	6,870,308,345	99.21	7,458
7月末日	97,997,127	7,366,444,043	99.54	7,482
8月末日	99,902,992	7,509,707,890	95.30	7,164
9月末日	91,200,759	6,855,561,050	91.10	6,848

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	144,829,152	10,886,807,322	97.48	7,328
平成22年9月末日	61,772,803	4,643,461,586	100.63	7,564
10月末日	72,940,221	5,482,916,376	100.23	7,534
11月末日	79,837,691	6,001,399,255	100.72	7,571
12月末日	81,285,416	6,110,224,699	98.86	7,431
平成23年1月末日	99,641,670	7,490,064,344	101.05	7,596
2月末日	112,198,813	8,433,984,742	99.08	7,448
3月末日	124,901,985	9,388,882,243	98.50	7,404
4月末日	133,434,637	10,030,281,682	96.58	7,260
5月末日	144,829,152	10,886,807,322	97.48	7,328
6月末日	162,900,948	12,245,264,277	96.41	7,247
7月末日	175,245,294	13,173,188,753	94.73	7,121
8月末日	175,288,548	13,176,440,121	90.68	6,816
9月末日	147,745,095	11,105,998,788	80.51	6,052

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	13,254	996,289	94.00	7,066
平成22年9月末日	997	74,913	99.66	7,491
10月末日	13,931	1,047,199	98.80	7,427
11月末日	14,023	1,054,110	99.45	7,476
12月末日	13,515	1,015,908	95.85	7,205
平成23年1月末日	13,957	1,049,130	98.98	7,440
2月末日	13,782	1,036,000	97.75	7,348
3月末日	13,570	1,020,048	96.24	7,234
4月末日	12,961	974,244	91.92	6,910
5月末日	13,254	996,289	94.00	7,066
6月末日	13,036	979,900	92.45	6,949
7月末日	12,861	966,766	91.21	6,856
8月末日	12,796	961,911	90.76	6,822
9月末日	13,574	1,020,334	96.27	7,237

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年5月末日)	10,490,138	788,543,685	94.42	7,098
平成22年9月末日	6,910,540	519,465,296	99.72	7,496
10月末日	8,524,561	640,791,255	99.36	7,469
11月末日	9,519,988	715,617,504	99.27	7,462
12月末日	11,112,338	835,314,446	94.65	7,115
平成23年1月末日	12,730,640	956,962,210	96.95	7,288
2月末日	12,759,636	959,141,803	97.17	7,304
3月末日	12,232,188	919,493,604	96.21	7,232
4月末日	11,730,193	881,758,583	92.67	6,966
5月末日	10,490,138	788,543,685	94.42	7,098
6月末日	9,471,995	712,009,867	92.09	6,922
7月末日	8,863,635	666,279,409	90.79	6,825
8月末日	8,320,826	625,476,461	88.84	6,678
9月末日	7,518,027	565,130,084	90.95	6,837

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成23年9月末日）



【分配の推移】

<米ドル建 米ドルクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	3.60	276
平成22年12月	0.60	46
平成23年1月	0.60	46
2月	0.60	46
3月	0.60	46
4月	0.60	46
5月	0.60	46
6月	0.60	46
7月	0.60	46
8月	0.60	46
9月	0.60	46

(注) 初回の分配は平成22年12月29日に行われた。それ以前の分配の実績はない。以下同じ。

<参考情報>

	米ドル	円
設定来累計	6.00	460

(注1) 設定来累計とは、運用開始日である平成22年9月28日から平成23年9月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

(注2) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	8.80	675
平成22年12月	1.40	107
平成23年1月	1.40	107
2月	1.40	107
3月	1.40	107
4月	1.60	123
5月	1.60	123
6月	1.60	123
7月	1.60	123
8月	1.60	123
9月	1.60	123

<参考情報>

	米ドル	円
設定来累計	15.20	1,165

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	1.80	138
平成22年12月	0.30	23
平成23年1月	0.30	23
2月	0.30	23
3月	0.30	23
4月	0.30	23
5月	0.30	23
6月	0.30	23
7月	0.30	23
8月	0.30	23
9月	0.30	23

<参考情報>

	米ドル	円
設定来累計	3.00	230

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	6.00	460
平成22年12月	1.00	77
平成23年1月	1.00	77
2月	1.00	77
3月	1.00	77
4月	1.00	77
5月	1.00	77
6月	1.00	77
7月	1.00	77
8月	1.00	77
9月	1.00	77

<参考情報>

	米ドル	円
設定来累計	10.00	767

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	豪ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	6.60	496
平成22年12月	1.10	83
平成23年1月	1.10	83
2月	1.10	83
3月	1.10	83
4月	1.10	83
5月	1.10	83
6月	1.10	83
7月	1.10	83
8月	1.10	83
9月	1.10	83

< 参考情報 >

	豪ドル	円
設定来累計	11.00	827

< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	豪ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	8.40	631
平成22年12月	1.40	105
平成23年1月	1.40	105
2月	1.40	105
3月	1.40	105
4月	1.40	105
5月	1.40	105
6月	1.40	105
7月	1.40	105
8月	1.40	105
9月	1.40	105

< 参考情報 >

	豪ドル	円
設定来累計	14.00	1,052

< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	豪ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	1.80	135
平成22年12月	0.30	23
平成23年1月	0.30	23
2月	0.30	23
3月	0.30	23
4月	0.30	23
5月	0.30	23
6月	0.30	23
7月	0.30	23
8月	0.30	23
9月	0.30	23

< 参考情報 >

	豪ドル	円
設定来累計	3.00	226

< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	豪ドル	円
第1会計年度 (平成22年9月28日～平成23年5月末日)	6.00	451
平成22年12月	1.00	75
平成23年1月	1.00	75
2月	1.00	75
3月	1.00	75
4月	1.00	75
5月	1.00	75
6月	1.00	75
7月	1.00	75
8月	1.00	75
9月	1.00	75

< 参考情報 >

	豪ドル	円
設定来累計	10.00	752

【収益率の推移】

<米ドル建 米ドルクラス>

	収益率 ^(注)
第1会計年度	4.90%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

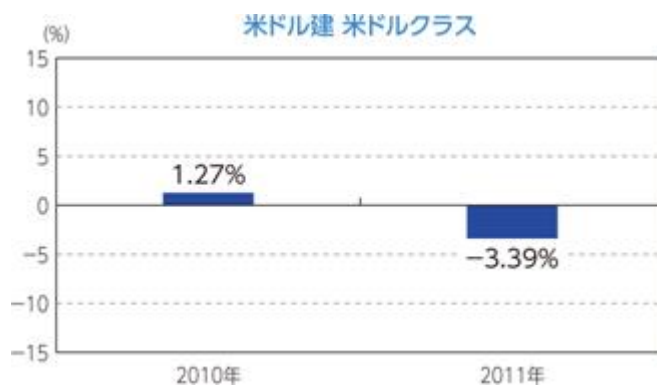
a = 当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b = 1口当たり当初発行価格（米ドル建受益証券 100米ドル、豪ドル建受益証券 100豪ドル）

以下同じ。

<参考情報>

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（ただし、2010年の場合は当初発行価格（米ドル建受益証券は1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券は1口当たり100豪ドル）

(注2) 2010年は9月28日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。2011年は1月1日から9月末日までの収益率である。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

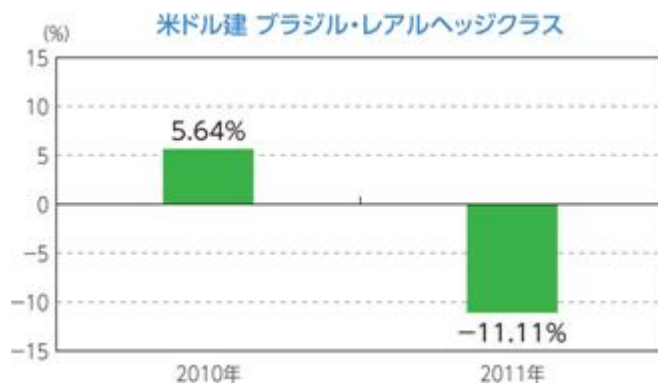
(注4) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	16.94%

<参考情報>

年間収益率の推移

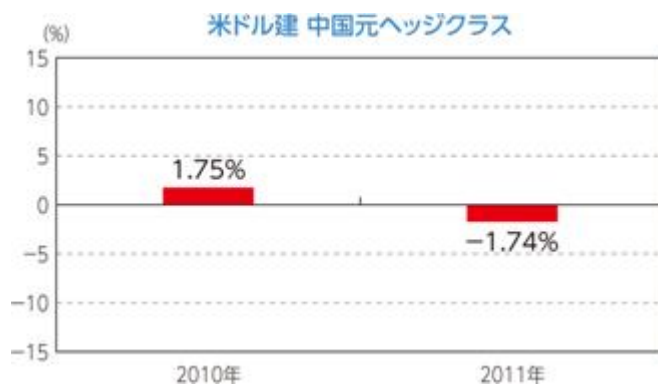


<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	6.36%

<参考情報>

年間収益率の推移



<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	10.56%

<参考情報>

年間収益率の推移

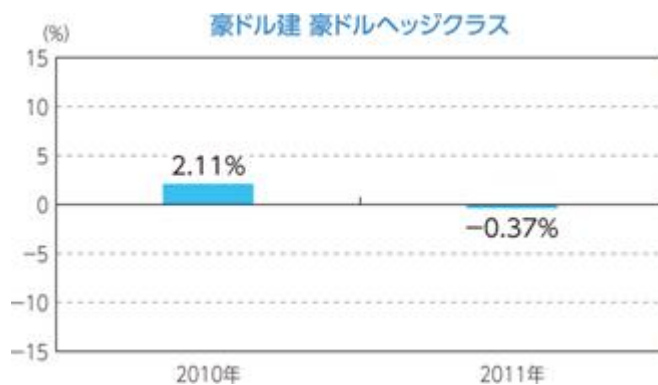


<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	7.43%

<参考情報>

年間収益率の推移

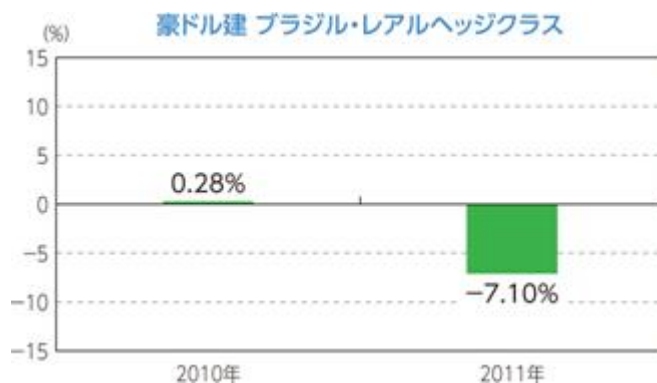


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	収益率
第 1 会計年度	5.88%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

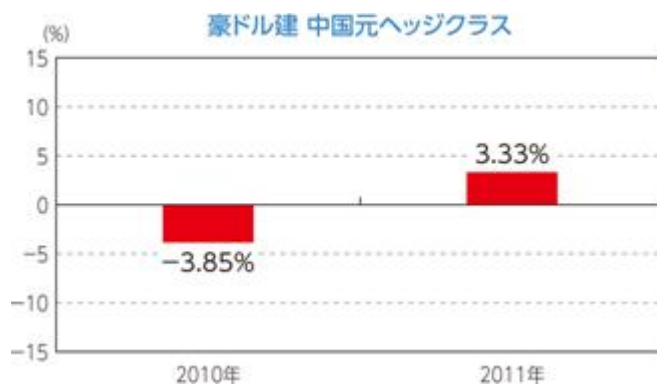


< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	収益率
第 1 会計年度	- 4.20%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

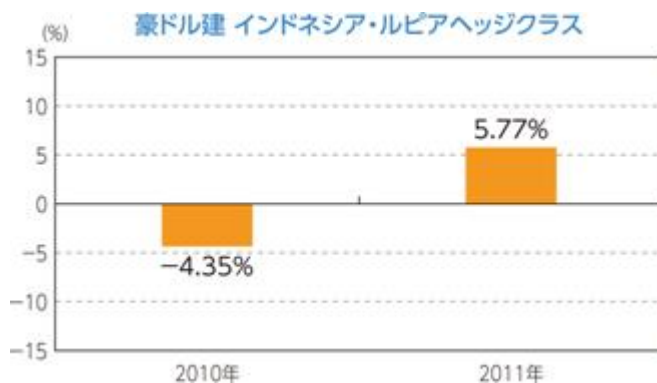


<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	0.42%

<参考情報>

年間収益率の推移



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,203,976 (1,203,976)	127,889 (127,889)	1,076,087 (1,076,087)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。以下同じ。

(注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売及び買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	9,159,604 (9,159,604)	735,958 (735,958)	8,423,646 (8,423,646)

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	15,492 (15,492)	0 (0)	15,492 (15,492)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	708,936 (708,936)	170,990 (170,990)	537,946 (537,946)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	851,948 (851,948)	95,349 (95,349)	756,599 (756,599)

<豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,636,411 (1,636,411)	150,700 (150,700)	1,485,711 (1,485,711)

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	141 (141)	0 (0)	141 (141)

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	147,045 (147,045)	35,944 (35,944)	111,101 (111,101)

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラスの受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

発行価格

受益証券は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格（後記「３ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産価格の計算」の項を参照のこと。）に相当する発行価格で申込みが可能である。

最低申込単位

各クラスの最低当初申込単位は、１口である。最低追加申込単位は、１口である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的にまたは特定の場について、上記の最低申込単位を変更することができる。

申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日において、関連する申込注文が受諾された当該取引日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。

特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該取引日の午後１時（ルクセンブルグ時間）（以下「指定時刻」という。）までに管理事務代行会社を受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される取引日（当該取引日を含む。）から４営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社を受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法（２００８年）および管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

（販売会社が放棄しない限り）発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料が課される。当該申込手数料は、販売会社により留保される。

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および／もしくはＥＵにおいて、または米国および／もしくはＥＵから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

（ ）自然人または法人であって、米国証券法（改正済）のレギュレーションＳに定める米国人に該当

する者。後記別紙Ｂ「レギュレーションＳに定める米国人の定義」を参照のこと。

- () 自然人であって、米国民または「外国人居住者」（随時施行中の米国所得税法に定められる。）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
- (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者。
- (ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a) ある自然人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b) かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。
- () 自然人以外の者であって、(イ) 米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) 米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。
- 受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および／または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義される「欧州人」が含まれる。

ＥＵは、ＥＵ加盟国により構成されるものと定義されている。

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのＥＵ加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のＥＵ加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
- (イ) いずれかのＥＵ加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人ＩＤカードを保有している者。
- (ロ) 前暦年に183日以上ＥＵに滞在した者。
- () 自然人以外の者であって、(イ) いずれかのＥＵ加盟国においてもしくはいずれかのＥＵ加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および／またはＥＵ加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) いずれかのＥＵ加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 前記()に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得がＥＵ加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙Ａ 定義」において定義される者をいう。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、身元および資金源を確認する証拠を提出するよう申込者に請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

受託会社（および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社）は、投資者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社）は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2010年改訂）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用ある法律に基づき例外が適用される場合、完全なデュー・ディリジェンスが要求されないことを納得することがある。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

- (a) 申込者が認可された金融機関において申込者名義で保有する口座から投資の支払を行った場合および買戻代金が直接申込者に返済される場合
- (b) 申込者が認可された規制当局から規制を受けておりまたは認可された証券取引所に上場されており（もしくはいずれかの子会社であり）、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている場合
- (c) 申込みが、認可された規制当局から規制を受け、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている仲介業者を通じて行われ、最終投資者に関して行われた手続に関して保証されている場合

これらの例外のために、ケイマン諸島におけるものと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するとCIMAにより認められた当該法域を参照して、金融機関、規制当局、証券取引所または法域の認可がマネー・ロンダリング規則に従い決定される。

申込者の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領された資金は、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

受託会社（および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社）は、受益者に対して買戻代金を支払うことが適用ある法令への不遵守となる疑義があるかもしくは不遵守となると助言されている場合、または受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社が適用ある法令の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の居住者が、他の者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの資産に関与している旨を了知しているかもしくはその旨の疑義を抱いている、または了知もしくは疑義を抱くに足る合理的根拠を有している場合で、かつ、かかる居住者が、規制を受けているセクターの事業またはその他の取引、職務、事業もしくは雇用を行う過程で、かかる確信または疑義についての情報を知った場合、かかる者は、かかる確信または疑義を、（ ）開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合には、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）に基づくケイマン諸島金融報告庁に対し、または（ ）開示がテロまたはテロリストの資金調達および財産への関与に関連する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法（2009年改訂）に基づき巡査以上の階級の警察官に対し、報告する義務を負う。かかる報告は、機密保持義務違反またはいずれかの法令その他により課される情報開示制限の違反として取り扱われない。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の各取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、受益証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき原則として申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）（通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目までに（ただ

し、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理事務代行会社により取得申込みが受け付けられた取引日現在の当該クラスの１口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、原則として、取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各取引日に、管理事務代行会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、当該取引日の指定時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、１口以上１口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の３.１５％（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益者は、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者が取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日（当該取引日を含む。）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻代金（送金手数料控除後）の支払は、通常、関連するクラスの表示通貨により、関連する取引日後合理的に可能な限り速やかに、また原則として、関連する取引日から起算して4営業日以内に行われる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとの疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの取引日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（ ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または（ ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。）、発行済受益証券の全部または一部を関連する取引日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻し請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- （イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- （ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- （ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

（2）日本における買戻し

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻し価格は、管理事務代行会社により、買戻し請求が受け付けられた取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻し請求は1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の指定時刻までに買戻し請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各クラスの表示通貨により、原則として国内約定日（通常、買戻し請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

各サブ・ファンドの純資産価額および各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社によって、サブ・ファンドの受益証券の表示通貨により各評価日付で小数第２位未満を四捨五入して計算される。純資産価額は、信託証書の規定のほかアメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）すべての投資対象
- （ ）すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）すべての為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（管理会社または当該サブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）
- （ ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

各サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

- （ ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- （ ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- （ ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考える割引を行った上で決定される。
- （ ）証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- （ ）未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- （ ）決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、

当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式の決済価格を参照して評価される。

- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

各サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

各クラスの純資産価額および1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点（または管理会社が定めることができるその他の時点）において小数以下第2位まで計算される。

純資産価格の計算の停止

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／またはいずれかのクラスの受益証券の発行および／もしくは買戻しは、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- () 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- () サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- () サブ・ファンドの投資先ファンドがその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間
- () 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、その存続期間を延長しない限り、平成28年５月31日に終了する。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年５月31日である。なお、第１期会計年度は平成23年５月31日に終了した。

（５）【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、平成28年５月31日より前に終了することがある。

- （ ） 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合
- （ ） サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合
- （ ） 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- （ ） 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法（2009年改訂）またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
 - (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
 - (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
 - (d) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
 - (e) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
 - (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
 - (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
 - (h) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合
 - (i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
 - (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法（2009年改訂）、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映または遵守するために必要な場合
 - (k) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合
- ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、（ ）当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、（ ）管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および（ ）受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によってのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、米国ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- （ ）管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- （ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

- a．ファンドの第１会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成23年９月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝76.65円）が使用されている。2011年９月30日現在の日本円への換算レートは、年度末である2011年５月31日現在の日本円への換算レートより約5.2%下落している。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

資産負債計算書

2011年５月31日現在

（通貨：米ドル）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（個別原価法：1,285,240,244米ドル）	1,284,665,395	98,469,603
現金	22,369,291	1,714,606
外国為替予約取引に係る未実現評価益	24,637,130	1,888,436
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	44,117,154	3,381,580
投資有価証券売却	10,190,227	781,081
その他の資産	378,054	28,978
資産合計	1,386,357,251	106,264,283
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	67,728	5,191
未払金：		
投資有価証券購入	42,854,074	3,284,765
サブ・ファンド買戻受益証券	10,250,917	785,733
未払販売報酬	976,634	74,859
未払投資顧問報酬	742,241	56,893
未払代行協会員報酬	97,663	7,486
未払管理報酬	78,131	5,989
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	70,470	5,402
未払専門家報酬	25,000	1,916
未払受託報酬	16,530	1,267
未払保管報酬	13,765	1,055
負債合計	55,193,153	4,230,555
純資産	1,331,164,098	102,033,728
純資産の内訳：		
払込資本	1,281,012,789	98,189,630
利益剰余金	50,151,309	3,844,098
純資産	1,331,164,098	102,033,728
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	82,432,533	6,318,454
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	155,127,329	11,890,510
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	14,151	1,085
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	11,212,352	859,427
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	914,615,493	70,105,278
米ドル建 中国元ヘッジクラス	1,619,730	124,152
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	56,704,042	4,346,365
米ドル建 米ドルクラス	109,438,468	8,388,459
	1,331,164,098	102,033,728

	米ドル	千円
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	765,742 □	
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,490,531 □	
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	141 □	
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	111,226 □	
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	8,458,373 □	
米ドル建 中国元ヘッジクラス	15,492 □	
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	542,366 □	
米ドル建 米ドルクラス	1,080,393 □	
受益証券 1 口当たり純資産価格および募集価格		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	107.65	8,251 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	104.08	7,978 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	100.36	7,693 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	100.81	7,727 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	108.13	8,288 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	104.55	8,014 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	104.55	8,014 円
米ドル建 米ドルクラス	101.30	7,765 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

損益計算書

2010年９月28日（運用開始日）から2011年５月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	米ドル	千円
投資収益		
投資先ファンドからの分配収益	21,659,583	1,660,207
	21,659,583	1,660,207
費用		
販売報酬	2,528,359	193,799
投資顧問報酬	1,921,553	147,287
代行協会員報酬	252,836	19,380
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	239,400	18,350
管理報酬	202,269	15,504
保管報酬	75,105	5,757
受託報酬	51,544	3,951
設立費用	41,507	3,182
専門家報酬	34,776	2,666
登録手数料	2,134	164
その他の費用	628	48
費用合計	5,350,111	410,086
投資純利益	16,309,472	1,250,121
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	223,338	17,119
投資先ファンドからの分配による実現利益	18,435,538	1,413,084
外国通貨取引および外国為替予約取引	61,806,068	4,737,435
実現純利益	80,464,944	6,167,638
未実現純評価益（評価損）の変動：		
投資先ファンドへの投資	(574,849)	(44,062)
外国通貨換算および外国為替予約取引	24,599,397	1,885,544
未実現純評価益の変動	24,024,548	1,841,482
実現および未実現純利益	104,489,492	8,009,120
運用による純資産の増加	120,798,964	9,259,241

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加		
投資純利益	16,309,472	1,250,121
実現純利益	80,464,944	6,167,638
未実現評価益の純変動	24,024,548	1,841,482
運用による純資産の純増加	120,798,964	9,259,241
受益者への分配	(70,647,655)	(5,415,143)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加	1,281,012,789	98,189,630
純資産の純増加	1,331,164,098	102,033,728
純資産		
期首	-	-
期末	1,331,164,098	102,033,728

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書（続き）

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス
サブ・ファンドの 受益証券取引 サブ・ファンドの 受益証券取引は以 下の通り： 受益証券				
発行	863,076 口	1,641,231 口	141 口	147,170 口
買戻し	(97,334)口	(150,700)口	- 口	(35,944)口
受益証券の純変動	765,742 口	1,490,531 口	141 口	111,226 口
金額				
発行	88,401,577 米ドル	6,775,981 千円	163,398,723 米ドル	12,524,512 千円
買戻し	(10,346,060)米ドル	(793,025)千円	(15,620,529)米ドル	(1,197,314)千円
サブ・ファンドの 受益証券取引によ る純増加	78,055,517 米ドル	5,982,955 千円	147,778,194 米ドル	11,327,199 千円
	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	米ドル建 中国元ヘッジクラス	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	米ドル建 米ドルクラス
サブ・ファンドの 受益証券取引 サブ・ファンドの 受益証券取引は以 下の通り： 受益証券				
発行	9,198,051 口	15,492 口	713,356 口	1,208,282 口
買戻し	(739,678)口	- 口	(170,990)口	(127,889)口
受益証券の純変動	8,458,373 口	15,492 口	542,366 口	1,080,393 口
金額				
発行	958,865,184 米ドル	73,497,016 千円	1,579,728 米ドル	121,086 千円
買戻し	(79,262,967)米ドル	(6,075,506)千円	- 米ドル	- 千円
サブ・ファンドの 受益証券取引によ る純増加	879,602,217 米ドル	67,421,510 千円	1,579,728 米ドル	121,086 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書（続き）

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

合計			
サブ・ファンドの受益証券取引			
サブ・ファンドの受益証券取引			
は以下の通り：			
受益証券			
発行			
買戻し			
受益証券の純変動			
金額			
発行	1,420,678,173	米ドル	108,894,982 千円
買戻し	(139,665,384)	米ドル	(10,705,352) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純増加	1,281,012,789	米ドル	98,189,630 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	96.49	7,396
投資純利益 ²	2.22	170
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	15.74	1,206
投資運用による収益合計	17.96	1,377
受益者への分配	(6.80)	(521)
期末純資産価額	107.65	8,251

トータル・リターン ³ 19.04 %

平均純資産比率：

費用合計 ⁴ 1.05 %

投資純利益 ⁴ 3.16 %

	豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	96.49	7,396
投資純利益 ²	2.21	169
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	14.03	1,075
投資運用による収益合計	16.24	1,245
受益者への分配	(8.65)	(663)
期末純資産価額	104.08	7,978

トータル・リターン ³ 17.43 %

平均純資産比率：

費用合計 ⁴ 1.05 %

投資純利益 ⁴ 3.25 %

	豪ドル建 中国元ヘッジクラス ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	96.49	7,396
投資純利益 ²	2.44	187
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	3.28	251
投資運用による収益合計	5.72	438
受益者への分配	(1.85)	(142)
期末純資産価額	100.36	7,693

トータル・リターン ³ 5.97 %

平均純資産比率：

費用合計 ⁴ 1.04 %

投資純利益 ⁴ 3.69 %

1 2010年9月28日より運用開始。

2 当期間の平均発行済受益証券に基づいて計算された。

3 1年未満の期間について年率換算されていない。

4 専門家報酬、その他の費用、登録手数料および設立費用を除いて、1年未満の期間について年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト（続き）

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	96.49	7,396
投資純利益 ²	2.17	166
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	8.33	638
投資運用による収益合計	10.50	805
受益者への分配	(6.18)	(474)
期末純資産価額	100.81	7,727
トータル・リターン ³	11.22	%
平均純資産比率：		
費用合計 ⁴	1.05	%
投資純利益 ⁴	3.29	%

	米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	100.00	7,665
投資純利益 ²	2.27	174
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	14.66	1,124
投資運用による収益合計	16.93	1,298
受益者への分配	(8.80)	(675)
期末純資産価額	108.13	8,288
トータル・リターン ³	17.50	%
平均純資産比率：		
費用合計 ⁴	1.05	%
投資純利益 ⁴	3.21	%

	米ドル建 中国元ヘッジクラス ¹	
	米ドル	日本円
期首純資産価額	100.00	7,665
投資純利益 ²	2.17	166
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	4.18	320
投資運用による収益合計	6.35	487
受益者への分配	(1.80)	(138)
期末純資産価額	104.55	8,014
トータル・リターン ³	6.39	%
平均純資産比率：		
費用合計 ⁴	1.05	%
投資純利益 ⁴	3.15	%

1 2010年9月28日より運用開始。

2 当期間の平均発行済受益証券に基づいて計算された。

3 1年未満の期間について年率換算されていない。

4 専門家報酬、その他の費用、登録手数料および設立費用を除いて、1年未満の期間について年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト（続き）

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	米ドル建 米ドル	インドネシア・ルピアヘッジクラス ¹ 日本円
期首純資産価額	100.00	7,665
投資純利益 ²	2.34	179
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	8.21	629
投資運用による収益合計	10.55	809
受益者への分配	(6.00)	(460)
期末純資産価額	104.55	8,014
トータル・リターン ³	10.87	%
平均純資産比率：		
費用合計 ⁴	1.05	%
投資純利益 ⁴	3.42	%

	米ドル建 米ドル	米ドルクラス ¹ 日本円
期首純資産価額	100.00	7,665
投資純利益 ²	2.16	166
投資活動による実現および未実現純利益（損失）	2.74	210
投資運用による収益合計	4.90	376
受益者への分配	(3.60)	(276)
期末純資産価額	101.30	7,765
トータル・リターン ³	4.95	%
平均純資産比率：		
費用合計 ⁴	1.05	%
投資純利益 ⁴	3.18	%

1 2010年9月28日より運用開始。

2 当期間の平均発行済受益証券に基づいて計算された。

3 1年未満の期間について年率換算されていない。

4 専門家報酬、その他の費用、登録手数料および設立費用を除いて、1年未満の期間について年率換算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

キャッシュ・フロー計算書

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

（通貨：米ドル）

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加	120,798,964	9,259,241
投資先ファンドへの投資にかかる購入	(1,393,193,177)	(106,788,257)
投資先ファンドへの投資にかかる売却手取金	146,782,092	11,250,847
投資先ファンドからの分配金の再投資	(40,095,121)	(3,073,291)
投資に係る実現純利益	(223,338)	(17,119)
投資先ファンドへの投資および外国為替予約取引に係る未実現評価損の純変動	(24,002,807)	(1,839,815)
投資有価証券売却未収金の増加	(10,190,227)	(781,081)
投資有価証券購入未払金の増加	42,854,074	3,284,765
前払資産の増加	(378,054)	(28,978)
未払費用の増加	2,020,434	154,866
運用に使用された現金	(1,155,627,160)	(88,578,822)
財務活動からの（に使用された）キャッシュ・フロー		
買戻可能受益証券販売手取金	1,378,048,055	105,627,383
買戻可能受益証券購入支払額	(129,403,949)	(9,918,813)
受益者への分配金支払額	(70,647,655)	(5,415,143)
財務活動に使用された現金純額	1,177,996,451	90,293,428
現金の純増加（減少）	22,369,291	1,714,606
現金 - 期首	-	-
現金 - 期末	22,369,291	1,714,606

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務書類に対する注記

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間

1．組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日付で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建インドネシア・ルピアヘッジクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりＢＢ＋以下もしくはＢａ１以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

（Ａ）受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日（それぞれ「会計日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、（１）ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州また

は地域の銀行が営業を行っている日、かつ（２）ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - サブ・ファンドが測定日現在に入手可能な、同一の投資の活発な市場における未調整の公表価格を反映するインプット
- ・レベル２ - 資産または負債の直接的または間接的に観察可能な公表価格以外のインプット（活発であると考えられない市場におけるインプットを含む。）
- ・レベル３ - 観察不能なインプット

インプットは、多様な評価技法の適用に使用され、市場参加者が評価の決定に用いる想定（リスクの想定を含む。）を幅広く参照する。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2011年５月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いてＯＴＣデリバティブ（先渡しを含む。）を評価する。モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のイ

ンブットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下は、サブ・ファンドの資産を評価するために2011年5月31日現在に使用されたインプットによる公正価値評価の概要である。

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察可能 なインプット (レベル3)	2011年5月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるU S・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのU S HYFノン・ヘッジ・クラス	-	1,284,665,395	-	1,284,665,395
投資先ファンドへの投資合計	-	1,284,665,395	-	1,284,665,395
外国為替予約取引に係る未実現評価益	-	24,637,130	-	24,637,130
外国為替予約取引に係る未実現評価損	-	(67,728)	-	(67,728)
合計	-	1,309,234,797	-	1,309,234,797

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は取引日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの分配収益または実現利益は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

当期間における投資先ファンドの持分の購入および売却は、それぞれ1,431,798,997米ドルおよび146,782,092米ドルであった。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2011年5月31日に終了した期間において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

	受益者に対する分配
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	(3,512,288)
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	(9,944,421)
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	(261)

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	(782,414)
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	(50,204,923)
米ドル建 中国元ヘッジクラス	(18,371)
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	(3,623,904)
米ドル建 米ドルクラス	(2,561,073)
分配合計	(70,647,655)

(E) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

(G) デリバティブ商品

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となる

可能性があるというリスク。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2011年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替取引
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 24,637,130
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ 67,728

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替取引
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / （損失）	
外国為替予約取引に係る純実現利益	\$ 61,565,367
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / （評価損）の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の変動	\$ 24,569,402

2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間における未決済の外国為替取引の平均想定元本は、おおよそ以下のとおりであった。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 42,600,668
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$ 99,474,882
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$ 12,500
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$ 10,856,536
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$ 491,631,989
米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$ 920,693
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$ 54,627,549

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2011年5月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2011年5月31日現在の情報と一致している。

組織

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、コクサイ・トラストの3つ目のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2009年9月2日に設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるクロース・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、2010年9月27日付で運用を開

始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して8つのクラスの受益証券が募集されている。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で募集される。USHYFノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで募集される。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、クラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨（日本円、豪ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピアおよび中国元）に変換することである。USHYFリソース・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・レアルおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソース通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、JPモルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）である。

重要な会計方針

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終的な許可の下、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日および受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「会計日」という。）を除く毎営業日に計算される。純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、日本円建で計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第4位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直前に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。受託会社は、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示で行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、受託会社またはその指示で行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にU S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いてＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）を評価する。モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

(C) ソブリン債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請する場合がある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(D) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は取引日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から１ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。受取利息は発生主義で計上される。

(E) 費用

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、以下の費用を含む（ただし、これらに限定されない。）運営費用を負担する。すなわち、弁護士報酬、受益証券の継続募集の費用、英文目論見書の作成および頒布の費用、印刷および郵送費用、届出の手数料および費用、会計、監査、および税務書類作成費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および臨時費用（もしあれば）、利息費用（レポ契約およびＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによる借入れの利息を含む。）、保管報酬、管理事務代行報酬、受託報酬、リスク計算業務、銀行手数料、仲介手数料（オプション取引を含む。）、スプレッド、証券の利幅、スワップおよび先渡し、ショート・ディビデンド、通貨ヘッジ費用、管理報酬、投資顧問報酬ならびにその他の投資および運営費用

である。

ＪＰモルガン・インベストメント・マネージメント・インクは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社である。投資顧問会社報酬は、毎年、各暦四半期末最終営業日現在のＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額に基づき計算される一律年率0.5%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、米ドルで支払われる。

(F) 分配方針

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、サブ・ファンドの決議または受託会社の裁量に従って、分配宣言および分配金の支払（現金または現物による）を行う。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、各受益者に対し、毎月ベースで分配を行う予定である。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドンの銀行またはロンドン証券取引所の休日もしくは受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日（以下「基準日」という。）を除く前月の最終営業日に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前（当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日）か、または受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。

(G) 受益証券

受益証券は、クラス別に発行され、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならない、優先権や新受益証券引受権を保有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

現在、投資家に対し、ＵＳＨＹＦ日本円クラス、ＵＳＨＹＦ米ドル・クラス、ＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス、ＵＳＨＹＦブラジル・リアル・クラス、ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス、ＵＳＨＹＦ中国元クラス、ＵＳＨＹＦ リソーシズ・カレンシー・クラスおよびＵＳＨＹＦ ノン・ヘッジ・クラスの8クラスの受益証券が投資家に対して募集されている。

受託会社は、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を他のクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

申込価格の払込みは、米ドルで行われるＵＳＨＹＦ ノン・ヘッジ・クラスを除いて、すべてのクラスにおいて日本円で行われる。純資産価額は、米ドル建てで報告されるＵＳＨＹＦ ノン・ヘッジ・クラスを除いて、すべてのクラスにおいて日本円建てで報告される。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は、米ドルである。

(H) 買戻し

以下の段落の記載のとおり、受益者は、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに受託会社がその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）を除く毎営業日に、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のニューヨーク証券取引所の終了時前または受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻す受益証券の金額が日本円もしくは米ドルのいずれかを特定しなければならない。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

４．受益証券

2011年５月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の関連受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(Ａ) 当初受益証券の発行

当初発行価格は、米ドル建受益証券のクラスにつき、１口当たり100.00米ドル、豪ドル建受益証券のクラスにつき、１口当たり100.00豪ドルである。

純資産価額および各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社によって、毎営業日の営業終了時点（または管理会社が決定するその他の時点）現在、小数第２位未満を四捨五入して計算される。

受益証券の当初発行に係る取得申込書類は、2010年９月28日の13時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。申込金額は、取得申込書類に記載の申込用口座に送金されなければならない。申込者からの即時決済可能な資金が、当初払込日までに申込用口座に受領されなければならない。当初発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料が課され、販売会社により留保されることがある。2010年９月28日（運用開始日）から2011年５月31日までの期間において、販売会社は、受益証券の当初発行に係るすべての申込手数料の受領を放棄した。

(Ｂ) 当初発行後の受益証券の発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間13時）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から４営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部

または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

当初申込期間の後、継続発行価格の3%（税別）を上限とする申込手数料が課され、販売会社により留保されることがある。2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間において、販売会社は、当初発行後の受益証券の発行に係るすべての申込手数料の受領を放棄した。

（C）買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日（同日を含む）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5．リスク要因

為替リスク

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、米ドルにより行われるため、外国為替相場の変動によっては換金時の米ドル以外の通貨受取金額が投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

金利変動リスク（債券価格変動リスク）

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性がある。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。

る。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に投資する。サブ・ファンドは、その投資対象を、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に有することができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

6．保証および補償

ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドは、当該契約に基づく請求または損失を被っていない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30％が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会－会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「支持される可能の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50％超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、

不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2011年5月31日現在、主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、サブ・ファンドの運用開始日から運用が継続されるまでである。

８．報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、各シリーズについて年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。当期間中に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、報酬239,400米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は70,470米ドルであった。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する権利を有する。保管会社は、英文目論見書における記載のとおり、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。当期間中に、保管会社は報酬75,105米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は13,765米ドルであった。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの受託会社としての役割を担う。受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。当期間中に、受託会社は報酬51,544米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は16,530米ドルであった。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資顧問会社としての役割を担う。投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、毎日発生し、会計年度にわたり四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドルで支払われる。当期間中に、投資顧問会社は、報酬1,921,553米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は742,241米ドルであった。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。当期間中に、代行協会員は報酬252,836米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は97,663米ドルであった。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。当期間中に、日本における販売会社は報酬2,528,359米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は976,634米ドルであった。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。当期間中に、管理会社は報酬202,269米ドルを稼得し、当期間末における未払報酬残高は78,131米ドルであった。

9. 後発事象

経営陣は、2011年11月15日から財務書類の公表日までに生じた事象および取引について評価した。

クロス・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドの最終株主が買収されたことにより、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「インタートラスト」という。）に2011年8月1日付で名称変更された。インタートラストは、投資先ファンドの受託会社である。

本財務書類において開示を要するその他の重大な事実はない。

（３）【投資有価証券明細表等】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2011年５月31日現在

（通貨：米ドル）

投資先ファンドへの投資 - 96.5%	受益証券口数	純資産比率（％）	評価額
コクサイ・トラスト - ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス	128,276,903,019	96.5%	\$1,284,665,395
投資先ファンドへの投資合計（個別原価 \$1,285,240,244）		96.5%	1,284,665,395
負債を上回る現金およびその他の資産		3.5%	46,498,703
純資産		100.0%	\$1,331,164,098

2011年５月31日現在、サブ・ファンドは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の38.57%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける投資の公正価値の持分割合は、サブ・ファンドの純資産の５%を超過している。

	額面金額	証券銘柄	公正価値	サブ・ファンド の公正価値の持 分割合
米ドル	172,683,055 200,000,000	短期投資有価証券		
		Citibank NA	\$177,491,755	\$68,451,268
		JPMorgan Chase & Co.	200,000,000	77,131,772
		短期投資有価証券合計		\$145,583,040

2011年５月31日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益
Brown Brothers Harriman	AUD	72,770,903	6/30/2011	USD	77,224,239	174,926
						\$174,926

2011年５月31日現在、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益
Brown Brothers Harriman	BRL	236,459,388	6/30/2011	USD	145,346,863	3,596,366
						\$3,596,366

2011年５月31日現在、豪ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益
Brown Brothers Harriman	CNY	92,093	6/30/2011	USD	14,185	46
						\$46

2011年５月31日現在、豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
Brown Brothers Harriman	IDR	95,530,246,253	6/30/2011	USD	11,149,326	(14,394)
						\$(14,394)

2011年５月31日現在、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益
Brown Brothers Harriman	BRL	1,373,746,340	6/30/2011	USD	844,447,376	20,860,474
						\$20,860,474

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表（続き）

2011年５月31日現在

（通貨：米ドル）

2011年５月31日現在、米ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益
Brown Brothers Harriman	CNY	10,486,976	6/30/2011	USD	1,615,213	5,318
						\$5,318

2011年５月31日現在、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

取引相手方	買い	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価損
Brown Brothers Harriman	IDR	488,080,824,150	6/30/2011	USD	56,943,762	(53,334)
						\$(53,334)

外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$24,637,130
外国為替予約取引に係る未実現評価損	(67,728)
	\$24,569,402

通貨略称	
AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・レアル
CNY	中国元
IDR	インドネシア・ルピア
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

Assets

Investment in Underlying Sub-Trust (identified cost \$1,285,240,244)	\$	1,284,665,395
Cash		22,369,291
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		24,637,130
Receivables for:		
Sub-Trust units sold		44,117,154
Investments sold		10,190,227
Other assets		378,054
Total assets		<u>1,386,357,251</u>

Liabilities

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		67,728
Payables for:		
Investment purchased		42,854,074
Sub-Trust units redeemed		10,250,917
Accrued distributor's fees		976,634
Accrued investment advisor's fees		742,241
Accrued agent company's fees		97,663
Accrued manager's fees		78,131
Accrued administrator's and transfer agent fees		70,470
Accrued professional fees		25,000
Accrued trustee fees		16,530
Accrued custodian's fees		13,765
Total liabilities		<u>55,193,153</u>

Net assets	\$	<u>1,331,164,098</u>
------------	----	----------------------

Components of net assets:

Paid-in capital	\$	1,281,012,789
Accumulated gains		50,151,309
Net Assets	\$	<u>1,331,164,098</u>

Net assets

AUD-denominated AUD-hedged class	\$	82,432,533
AUD-denominated BRL-hedged class	\$	155,127,329
AUD-denominated CNY-hedged class	\$	14,151
AUD-denominated IDR-hedged class	\$	11,212,352
USD-denominated BRL-hedged class	\$	914,615,493
USD-denominated CNY-hedged class	\$	1,619,730
USD-denominated IDR-hedged class	\$	56,704,042
USD-denominated USD class	\$	109,438,468
	\$	<u>1,331,164,098</u>

Units outstanding

AUD-denominated AUD-hedged class	765,742
AUD-denominated BRL-hedged class	1,490,531
AUD-denominated CNY-hedged class	141
AUD-denominated IDR-hedged class	111,226
USD-denominated BRL-hedged class	8,458,373
USD-denominated CNY-hedged class	15,492
USD-denominated IDR-hedged class	542,366
USD-denominated USD class	1,080,393

Net asset value and offering price per unit

AUD-denominated AUD-hedged class	\$	107.65
AUD-denominated BRL-hedged class	\$	104.08
AUD-denominated CNY-hedged class	\$	100.36
AUD-denominated IDR-hedged class	\$	100.81
USD-denominated BRL-hedged class	\$	108.13
USD-denominated CNY-hedged class	\$	104.55
USD-denominated IDR-hedged class	\$	104.55
USD-denominated USD class	\$	101.30

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

Investment Income

Income distributions from the Underlying Sub-Trust	\$	21,659,583
		<u>21,659,583</u>

Expenses

Distributor's fees	2,528,359
Investment advisor's fees	1,921,553
Agent company's fees	252,836
Administrator and transfer agent fees	239,400
Manager's fees	202,269
Custodian's fees	75,105
Trustee fees	51,544
Organizational expense	41,507
Professional fees	34,776
Registration fees	2,134
Other expenses	628
Total expenses	<u>5,350,111</u>

Net investment income	<u>16,309,472</u>
-----------------------	-------------------

REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS):

Net realized gains (losses) on:

Sales of Underlying Sub-Trust	223,338
Realized gain distributions from the Underlying Sub-Trust	18,435,538
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	61,806,068

Net realized gain	<u>\$ 80,464,944</u>
-------------------	----------------------

Change in net unrealized appreciation (depreciation) from:

Investment in the Underlying Sub-Trust	(574,849)
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	24,599,397

Change in net unrealized appreciation	<u>24,024,548</u>
---------------------------------------	-------------------

Net realized and unrealized gains	<u>104,489,492</u>
-----------------------------------	--------------------

Increase in net assets from operations	<u>\$ 120,798,964</u>
--	-----------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

Increase in Net Assets from Operations

Net investment income	\$	16,309,472
Net realized gain		80,464,944
Net change in unrealized appreciation		24,024,548
Net increase in net assets resulting from operations		<u>120,798,964</u>

Distributions to unitholders

(70,647,655)

Net increase in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions

1,281,012,789

Net increase in net assets

1,331,164,098

Net Assets

Beginning of period

—

End of period

\$ 1,331,164,098

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

	AUD-denominated AUD- hedged class	AUD-denominated BRL- hedged class	AUD-denominated CNY- hedged class	AUD-denominated IDR- hedged class
Sub-Trust unit transactions:				
Unit transactions for the				
Sub-Trust were as follows:				
Units				
Issued	863,076	1,641,231	141	147,170
Redeemed	(97,334)	(150,700)	—	(35,944)
Net change in units	765,742	1,490,531	141	111,226
Amounts				
Issued	\$ 88,401,577	\$ 163,398,723	\$ 13,703	\$ 14,284,380
Redeemed	(10,346,060)	(15,620,529)	—	(3,614,334)
Net increase resulting from Sub-Trust unit transactions	\$ 78,055,517	\$ 147,778,194	\$ 13,703	\$ 10,670,046

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

	USD-denominated BRL- hedged class	USD-denominated CNY- hedged class	USD-denominated IDR-hedged class	USD-denominated USD class	Total
Sub-Trust unit transactions: Unit transactions for the Sub-Trust were as follows:					
Units					
Issued	9,198,051	15,492	713,356	1,208,282	
Redeemed	(739,678)	—	(170,990)	(127,889)	
Net change in units	8,458,373	15,492	542,366	1,080,393	
Amounts					
Issued	\$ 958,865,184	\$ 1,579,728	\$ 71,792,643	\$ 122,342,235	\$ 1,420,678,173
Redeemed	(79,262,967)	—	(17,813,404)	(13,008,090)	(139,665,384)
Net increase resulting from Sub-Trust unit transactions	\$ 879,602,217	\$ 1,579,728	\$ 53,979,239	\$ 109,334,145	\$ 1,281,012,789

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

	AUD-denominated AUD-hedged class ¹	AUD-denominated BRL-hedged class ¹	AUD-denominated CNY-hedged class ¹	AUD-denominated IDR-hedged class ¹
Net Asset Value, Beginning of Period	\$ 96.49	\$ 96.49	\$ 96.49	\$ 96.49
Net investment income ²	2.22	2.21	2.44	2.17
Net realized and unrealized gain (loss) from investments activities	15.74	14.03	3.28	8.33
Total income from investment operations	17.96	16.24	5.72	10.50
Distributions to unitholders	(6.80)	(8.65)	(1.85)	(6.18)
Net Asset Value, End of Period	107.65	104.08	100.36	100.81
Total Return ³	19.04%	17.43%	5.97%	11.22%
Ratios to Average Net Assets:				
Total expenses ⁴	1.05%	1.05%	1.04%	1.05%
Net investment income ⁴	3.16%	3.25%	3.69%	3.29%

¹ Commencement of operations from September 28, 2010² Calculated based on average units outstanding during the period.³ Not annualized for period less than one year.⁴ Annualized for period less than one year, except for professional other, registration and organization expenses.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

	USD-denominated BRL-hedged class ¹	USD-denominated CNY-hedged class ¹	USD-denominated IDR-hedged class ¹	USD-denominated USD class ¹
Net Asset Value, Beginning of Period	\$ 100.00	\$ 100.00	\$ 100.00	\$ 100.00
Net investment income ²	2.27	2.17	2.34	2.16
Net realized and unrealized gain (loss) from investments activities	14.66	4.18	8.21	2.74
Total income from investment operations	16.93	6.35	10.55	4.90
Distributions to unitholders	(8.80)	(1.80)	(6.00)	(3.60)
Net Asset Value, End of Period	108.13	104.55	104.55	101.30
Total Return ³	17.50%	6.39%	10.87%	4.95%
Ratios to Average Net Assets:				
Total expenses ⁴	1.05%	1.05%	1.05%	1.05%
Net investment income ⁴	3.21%	3.15%	3.42%	3.18%

¹ Commencement of operations from September 28, 2010² Calculated based on average units outstanding during the period.³ Not annualized for period less than one year.⁴ Annualized for period less than one year, except for professional other, registration and organization expenses.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Cash Flows

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

Cash flows from operating activities:

Net increase in net assets from operations	\$	120,798,964
Purchases of Underlying Sub-Trust		(1,393,193,177)
Proceeds from sales of Underlying Sub-Trust		146,782,092
Reinvested distributions from Underlying Sub-Trust		(40,095,121)
Net realized gain on investments		(223,338)
Net change in unrealized depreciation on investments in Underlying Sub-Trust and forward foreign currency contracts		(24,002,807)
Increase in receivable for investments sold		(10,190,227)
Increase in payable for investments purchased		42,854,074
Increase in prepaid assets		(378,054)
Increase in accrued expenses		2,020,434
Cash used in operations		<u>(1,155,627,160)</u>

Cash flows from (used in) financing activities:

Subscriptions of redeemable units sold		1,378,048,055
Payment for redeemable units purchased		(129,403,949)
Distributions paid to unitholder		<u>(70,647,655)</u>
Net cash used in financing activities		<u>1,177,996,451</u>

Net increase (decrease) in cash		<u>22,369,291</u>
---------------------------------	--	-------------------

Cash - Beginning of period		<u>-</u>
Cash - End of period	\$	<u>22,369,291</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

1. ORGANIZATION

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (" the Sub-Trust ") a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the "Trust"), was established under an open-ended Cayman Islands (the "Cayman Islands") unit trust formed on August 3, 2010. The Trust was established pursuant to a trust deed executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager"), under the laws of the Cayman Islands on August 3, 2010. The Sub-Trust commenced operations on September 28, 2010.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional Classes referable to the Sub-Trust in future.

The Units of the Sub-Trust were issued in multiple classes. Initially, the Manager offered eight Classes of Units for subscription: USD-denominated USD class, USD-denominated BRL-hedged class, USD-denominated CNY-hedged class, USD-denominated IDR-hedged class, AUD-denominated AUD-hedged class, AUD-denominated BRL-hedged class, AUD-denominated CNY-hedged class, and AUD-denominated IDR-hedged class.

The investment objective of the Sub-Trust is to provide high current income and capital appreciation by investing mainly in high yield bonds denominated in United States Dollars, through investment in USHYF Non-hedge Class of US High Yield Bond Fund a sub-trust of Kokusai Trust (the "Underlying Sub-Trust"). High yield bonds means corporate bonds rated BB+/Ba1 or lower by rating agencies, or deemed to be of equivalent credit rating status by the Investment Manager of the Underlying Sub-Trust.

The investment advisor of the Sub-Trust is Kokusai Asset Management Co., Ltd (the " Investment Advisor ").

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The Sub-Trust's net asset value will be calculated each Business Day and at such other times as the Trustee may determine (each an "Accounting Date"). The Sub-Trust's net asset value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. A "Business Day" is any day on which (1) federal, state or local banks are open for business in New York, London, and Tokyo and (2) the London Stock Exchange and the New York Stock Exchange are open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine.

Fair Value Measurements – In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Sub-Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Trustee's perceived risk of that instrument.

At May 31, 2011, investment in the Underlying Sub-Trust and derivatives were valued based on Level 2 inputs. The Sub-Trust uses the "market approach" valuation technique to value its investments in funds and derivatives. Investments in the Sub-Trust is valued at fair value based on the closing net asset value each Business Day.

Derivative Instruments Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forwards are valued by the Trustee using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forwards, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Trustee updates the Level 1 and Level 2 inputs to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of May 31, 2011 in valuing the Sub-Trust's assets:

INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 05/31/11
US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust)-USHYF Non-hedge Class	\$ —	\$ 1,284,665,395	\$ —	\$ 1,284,665,395
Total Investment in Underlying Sub-Trust	—	1,284,665,395	—	1,284,665,395
Unrealized appreciation on Forward Foreign Currency Contracts	—	24,637,130	—	24,637,130
Unrealized depreciation on Forward Foreign Currency Contracts	—	(67,728)	—	(67,728)
Total	\$ —	\$ 1,309,234,797	\$ —	\$ 1,309,234,797

(B) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Underlying Sub-Trust are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Sub-Trust investments funds are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Sub-Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

Purchases and sales of interests in the Underlying Sub-Trust for the period were \$1,431,798,997 and \$146,782,092, respectively.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(C) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to investment advisor, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(D) Distribution Policy. The Manager may, in its discretion, declare distributions in respect of any Class on the 24th day of every month (or if that is not a Business Day, then on the next following Business Day) out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. Distributions will be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

Distributions declared and paid for the period ended May 31, 2011 are as follows:

	Distributions to Unitholders
AUD-denominated AUD-hedged class	(3,512,288)
AUD-denominated BRL-hedged class	(9,944,421)
AUD-denominated CNY-hedged class	(261)
AUD-denominated IDR-hedged class	(782,414)
USD-denominated BRL-hedged class	(50,204,923)
USD-denominated CNY-hedged class	(18,371)
USD-denominated IDR-hedged class	(3,623,904)
USD-denominated USD class	(2,561,073)
Total distributions	(70,647,655)

(E) Cash and Foreign Currency. The functional and reporting currency for the Sub-Trust is the U. S. Dollar. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(F) Forward Foreign Currency Contracts. The Sub-Trust may enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Sub-Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for a Japanese yen investor. Gains and losses arising from class specific foreign currency contracts are allocated to those specific classes.

(G) Derivative Instruments. The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- Credit Risk — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Sub-Trust.
- Leverage Risk — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- Liquidity Risk — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Sub-Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized gains (losses) within the Statements of Operations. During the period, the Series Trust's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

Fair Values of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of May 31, 2011

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Contracts
Asset derivatives	
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 24,637,130
Liability derivatives	
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$ 67,728

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the period September 28, 2010

(commencement of operations) to May 31, 2011

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Contracts
Realized Gain/(Loss) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized gain on forward foreign currency contracts	\$ 61,565,367
Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) on derivatives recognized as a result from operations	
Change in unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 24,569,402

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The average notional amount of forward currency contracts outstanding during the period September 28, 2010 (commencement of operations) through May 31, 2011 were approximately as follows:

AUD-denominated AUD-hedged class	\$	42,600,668
AUD-denominated BRL-hedged class	\$	99,474,882
AUD-denominated CNY-hedged class	\$	12,500
AUD-denominated IDR-hedged class	\$	10,856,536
USD-denominated BRL-hedged class	\$	491,631,989
USD-denominated CNY-hedged class	\$	920,693
USD-denominated IDR-hedged class	\$	54,627,549

3. UNDERLYING SUB-TRUST

The following information has been taken from the May 31, 2011 audited financial statements of the Underlying Sub-Trust and is consistent with the information of the Underlying Sub-Trust as of May 31, 2011.

ORGANIZATION

US High Yield Bond Fund (the "Fund") is the third series of Kokusai Trust (the "Trust"), established under an open-ended Cayman Islands (the "Cayman Islands") unit trust formed on September 2, 2009. The Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Close Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Fund commenced operations on September 27, 2010.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

Currently, there are eight classes of units being offered to investors. Each class, except the USHYF Non-hedge Class will be subscribed to in Japanese Yen. The USHYF Non-hedge Class will be subscribed to in US Dollars. Each class, except the USHYF Non-hedge Class will hedge against the US Dollar for the noted currency of its Class.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The investment objective of the Fund is to seek to provide current high income and capital appreciation by investing mainly in high yield bonds denominated in US Dollar, while US Dollar foreign exchange exposure is being converted to selected currencies (JPY, AUD, BRL, IDR, and CNY) as represented by its class. The USHYF Resources Currency Class will be hedged against the US Dollar using a resources currency basket which generally includes long foreign exchange forward positions in AUD, BRL and ZAR hedged against the US Dollar.

The investment advisor of the Fund is J .P. Morgan Investment Management Inc. (the “ Investment Advisor ”).

SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the “ Administrator ”), subject to the ultimate authority of the Trustee, will conduct all asset valuations for the Fund. The Fund's net asset value (“ Net Asset Value ”) will be calculated each Business Day, except when the banks in London or the London Stock Exchange are closed, and at such other times as the Trustee may determine (each an “ Accounting Date ”). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Fund, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net asset value per unit for each class will be calculated in Japanese Yen except for the USHYF Non-hedged Class which will calculate net asset value in US Dollars. The net asset value per unit for each Class is normally calculated on each Business Day except when the banks in London or the London Stock Exchange are closed and the net asset value figure per Unit is then adjusted up to 4 (four) decimal places.

B) Security Valuation. For purposes of calculating the net asset value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value. Exchange traded options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange.

Investments initially valued in currencies other than the functional currency are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the net asset value of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the net asset value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange Units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Trustee. The Trustee has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Trustee, with reference to other securities or indices.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, that materially affect the values of the Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Trustee is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Fund uses fair value pricing to determine its net asset value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Advisor or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Fund's policy is intended to result in a calculation of the Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Fund cannot ensure that fair values determined by the Trustee or persons acting at their direction would accurately reflect the price that the Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by the Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Derivative Instruments Derivative Instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within level 1 or level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

OTC derivatives, including foreign forward currency contracts are valued by the Trustee using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forwards, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within level 2.

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some level 1 and/or level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination.

(C) Sovereign Debt Securities. The Fund may invest in sovereign debt securities issues or guaranteed by emerging nation. Investment in sovereign debt involves a high degree of risk. The government entity that controls the repayment of sovereign debt may not be able or willing to repay the principal and/or interest when due in accordance with the terms of such debt. A government entity's willingness or ability to repay principal and interest due in a timely manner may be affected by, among other factors, its cash flow situation, the extent of its foreign reserves, the availability of sufficient foreign exchange on the date a payment is due, the relative size of the debt service burden to the economy as a whole, the government entity's policy towards the International Monetary Fund and the political constraints to which a government entity may be subject. Government entities may also be dependent on expected disbursements from non-U.S. governments, multilateral agencies and other international organizations to reduce principal and interest arrearages on their debt. The commitment on the part of these governments, agencies and others to make such disbursements may be conditioned on the implementation of economic reforms and/or economic performance and the timely service of such debtor's obligations. Failure to implement such reforms, achieve such levels of economic performance or repay principal or interest when due may result in the cancellation of such third parties' commitments to lend funds to the government entity, which may further impair such debtor's ability or willingness to timely service its debts. Consequently, government entities may default on their sovereign debt.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Holders of sovereign debt may be requested to participate in the rescheduling of such debt and to extend further loans to government entities. In the event of a default by a government entity, there may be few or no effective legal remedies for collecting on such debt.

(D) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Premiums and discounts on securities are amortized/accreted on an effective yield basis. Interest income is recorded on the accrual basis.

(E) Expenses. The Fund will bear its operational expenses, including (without limitation) legal fees; expenses of the continuous offering of Units, the cost of producing and distributing offering memoranda; printing and mailing costs; filing fees and expenses; accounting, audit, and tax preparation expenses; consultant fees; tax, litigation, and extraordinary expenses, if any; interest expenses (including interest due to repurchase agreements and borrowing by the Fund); custody fees, administrator's fees, Trustee's fees, risk calculation services, bank charges, brokerage commissions (including options trades), spreads, mark-ups on securities, swaps and forwards, short dividends, currency hedging costs, manager's fees, investment advisor's fees, and other investment and operating expenses.

J.P. Morgan Investment Management Inc. acts as Investment Advisor of the Fund. Investment Advisor's fees are payable at a flat rate of 0.50% per annum calculated on the average net asset value of the Fund as of the last business day of each calendar quarter-end. Fees are payable in United States Dollars.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(F) Distribution Policy. The Fund will declare and arrange for payment of Distributions (whether in cash or in specie) in accordance with the Series Resolution or by the discretion of the Trustee. It is anticipated that the Fund will distribute to each Unitholder on a monthly basis. It is anticipated that the Fund will declare such Distributions for the current month on the last Business Day of the previous month except when the banks in London or the London Stock Exchange are closed or any other days the Trustee may determine at its sole discretion (the “Record Date”), and will generally make such Distributions before the tenth (10th) calendar day (if not a Business Day or the banks in London or the London Stock Exchange are closed the following Business Day) of the current month or any other days the Trustee may determine at its sole discretion (the “Dividend Date”).

(G) Units. Units are issued in Classes that participate pro rata based on Net Asset Value in the profits and Distributions of the Fund and to the extent applicable, as described below, and in its assets in the event of termination. Units, which are of no par value and which must be fully paid for upon issue, carry no preferential or pre-emptive rights. The Administrator may issue whole or fractional Units.

Currently, there are eight Classes of Units being offered to investors: USHYF JPY Class, USHYF USD Class, USHYF AUD Class, USHYF BRL Class, USHYF IDR Class, USHYF CNY Class, USHYF Resources Currency Class, and the USHYF Non-hedge Class.

The Trustee may redeem all or some of the Units held by any Unitholder to give effect to any exchange or conversion policy disclosed to Unitholders pursuant to which Units of one Class (the “Old Units”) may be exchanged for Units of another Class (the “New Units”) by means of the redemption of the Old Units and the immediate re-subscription on behalf of the relevant Unitholders of the redemption proceeds in the New Units.

Subscription amounts will be paid in Yen for all Classes except for the USHYF Non-hedge Class which will be paid in US Dollar. The Net Asset Value will be reported in Yen for all Classes except for the USHYF Non-hedge Class which will be reported in US Dollar. The functional currency of the Fund will be US Dollars.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(H) Redemptions. Subject to the paragraph below, a unitholder may, request that the Fund redeem all or part of such unitholder's units as of each Business Day except when the London Stock Exchange or banks in London are closed and at any other time in the discretion of the Trustee (each such date, a "Redemption Date"). Unitholders need to submit a request to redeem units as of a Redemption Date to the Administrator prior to close of the NY Stock Exchange or a time as deemed appropriate by the Trustee on the Redemption Date. Any application received after the time shall be deemed to have been received on the next business day.

Redemption requests must specify the Redemption Date and either a percentage of the redeeming unitholder's units, a specific number of the unitholder's units or the Japanese Yen amount or US Dollar amount of such units to be redeemed.

No redemption request will be effective if the Fund commences winding-up on or before the relevant Redemption Date. Redemption price shall be equal to net asset value per unit of such class at Redemption Date.

The Trustee, in its sole discretion, or its delegate, may waive or modify any of the terms governing redemptions made by unitholders.

4. UNITS

As of May 31, 2011, all issued units were held by one related unitholder, representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this shareholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Initial Subscription for Units. The initial issue price for the Units of those Classes denominated in USD is USD100.00 per Unit and for the Units of those Classes denominated in AUD, the initial issue price is AUD100.00 per Unit.

The Net Asset Value and the Net Asset Value per Unit of each Class shall be calculated and rounded off to 2 decimal places by the Administrator as of the close of business on each Business Day (or at such other time as the Manager may determine).

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

4. UNITS (continued)

Subscription Application Form for the initial issue of Units must be received by the Administrator before 13:00 Luxemburg time on 28 September 2010 and subscription monies should be remitted to the subscription account detailed in the Subscription Application Form. Cleared funds from applicants must be received into the Subscription Account by no later than the initial closing date. There may be a sales charge up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the initial issue price charged, retained by the Distributor. For the period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011, the Distributor waived all sales charges for the initial subscription for units.

(B) Subsequent Subscriptions for Units. After and including the initial closing date, Units in the Sub-Trust will be issued on each Business Day at the Net Asset Value per Unit of the relevant Class on the Business Day on which the relevant subscription order was accepted.

In order to be dealt with on a specific Business Day, a Subscription Application Form must be received by the Administrator before the Specified Time (13:00 Luxembourg time) on that Business Day unless otherwise agreed by the Manager. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

Subscription monies should be received by Brown Brothers Harriman & Co. ("the Custodian") on the fourth Business Day from (and including) the applicable Business Day unless otherwise agreed by the Manager.

Certificates shall not be issued in respect of the issue of Units but confirmation of the issuance of Units (if specifically requested), shall be delivered by the Administrator provided that payment of the subscriptions proceeds has been received by the Custodian.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any application to subscribe for Units in whole or in part in their respective sole discretion.

The Unitholder will be required to comply with such anti-money laundering procedures as are required by the Proceeds of Crime Law, 2008 (as amended from time to time) of the Cayman Islands and also by any anti-money laundering legislation applicable to the Administrator.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

4. UNITS (continued)

After the Initial Offering Period, there may be added to the Subsequent Issue Price, a sales charge of up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the Subsequent Issue Price, retained by the Distributor. For the period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011, the Distributor waived all sales charges for the subsequent subscription for units.

(C) Repurchases.

After and including the initial closing date, unitholders may repurchase all or any of their Units on any Business Day. In order for an application for repurchase of Units to be dealt with on a Business Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on that Business Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any order to repurchase Units in whole or in part in their respective sole discretion. Repurchase requests may not be revoked by the Unitholder, unless the Manager otherwise consents.

The repurchase price of a Unit will be the Net Asset Value per Unit of the applicable Class as of the applicable Business Day. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing Unitholder. Repurchases must be made in multiples of 1 Unit.

Payment of the repurchase proceeds will generally be made on the fourth Business Day from (and including) the applicable Business Day or as soon as practicable thereafter in such cases where the banks in the relevant markets are not open for settlement.

5. RISK FACTORS

Exchange Rate Risk

As the Net Asset Value per Unit is calculated in USD, the amount to be realized in currencies other than USD may be less than the principal amount, due to fluctuations in foreign exchange rates.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

5. RISK FACTORS (continued)

AUD-denominated AUD-hedged class

Investment trust securities which the Sub-Trust mainly invests are invested in USD-denominated assets, and are hedged against AUD in the AUD-denominated Hedge Class in principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated. Please note that if the AUD interest rate is lower than the USD interest rate, investors will incur the cost of hedging the difference between the AUD interest rate and the USD interest rate.

Classes other than USD-denominated USD class and AUD-denominated AUD-hedged class

Investment trust securities which the Sub-Trust mainly invests are invested in USD-denominated assets, and are hedged against the respective currency class in principle. Therefore, if a hedging currency of each class becomes stronger against a reference currency of the Net Asset Value per Unit of each currency class, the Net Asset Value per Unit may increase, and if a hedging currency of each class becomes weaker against a reference currency of the Net Asset Value per Unit of each currency class, the Net Asset Value per Unit may decline. Please note that if the interest rate of the class being hedged is lower than the USD interest rate, investors will incur the cost of hedging the difference.

Certain currencies may be hedged through non-deliverable forward transactions ("NDF") that are similar to foreign exchange contract transactions.

The price in NDF may be significantly different from the theoretical amount anticipated based on the difference in interest rates due to supply and demand, expectations regarding the currency or other factors. Therefore, the movement of the Net Asset Value per Unit may significantly deviate from the anticipated price movement based on the actual price movement in the relevant exchange market.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

5. RISK FACTORS (continued)

Interest Rate Risk (Bond Price Movement Risk)

Generally speaking, if the level of the interest rate increases (or declines) in the country or region where the bonds which are invested substantially are issued, the bond price declines (or increases), which may result in a fluctuating Net Asset Value per Unit. The longer the duration^{*}, the greater the fluctuation in the bond price due to interest rate fluctuations. In addition, the price of high yield bonds significantly fluctuates due to changes in the investment environment, such as market conditions, performance of the issuer, and other factors, will cause fluctuations of the Net Asset Value per Unit.

^{*}Duration means the volatility of the bond price against interest rate fluctuations and indicates the average period of time required to collect investments in bonds. The higher the bond price, the longer it takes to collect the investment principal and the greater the fluctuations in the bond price due to fluctuations in the interest rate (sensitivity) during that period.

Credit Risk (Default Risk)

Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may also affect the value of the Sub-Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation. Investments in lower rated or unrated fixed-income securities in which the Sub-Trust may invest, while generally providing greater opportunity for gain and income than investments in higher rated securities, usually entail greater risk (including the possibility of default or bankruptcy of the issuers of such securities).

The bond price may fluctuate significantly as a result of a change in the bond issuer's rating (credibility) or the possibility of such change due to a change in the issuer's ability to repay debts, and the Net Asset Value per Unit also may fluctuate significantly. In addition, the Net Asset Value per Unit may decline and cause a loss as a result of insolvency, adverse financial conditions or the credit status of the issuer of the securities which are invested substantially. Generally speaking, low rated bonds such as high yield bonds are considered more likely than high-rated bonds to be exposed to default risks (default and late payment). If an event of default occurs, the bond price may significantly decline. Moreover, in such case, flexible transactions may not be allowed as the liquidity significantly declines.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

5. RISK FACTORS (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk means the risk when purchase or selling the securities and other financial instruments, the sale of securities is impossible because of no demand or the purchase of securities is impossible because of no supply. For example, portfolio securities and other instruments may have to be sold at a lower price than the prevailing market price depending on market conditions, the circulation status or the scale repurchase amount of the securities or other instruments. This may cause a decline in the Net Asset Value per Unit.

Generally speaking, the market size and volume of transactions involving low-rated bonds such as high yield bonds are smaller than those of high-rated bonds, and flexible transactions may not be allowed depending on the investment environment.

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Sub-Trust's investments in less liquid securities may reduce the returns of the Sub-Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Sub-Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities, derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Sub-Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

Counterparties and Brokers Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Sub-Trust or a delegate on behalf of the Sub-Trust trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Sub-Trust. Any such default could result in material losses to the Sub-Trust. In addition the Sub-Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

Custody Risk

The Sub-Trust does not control the custodianship of all of its securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Sub-Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

5. RISK FACTORS (continued)

Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of U.S. investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Sub-Trust to carry out transactions. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of its assets may be uninvested with no return earned thereon for some period. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, it may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Sub-Trust could be liable for any losses incurred.

Sovereign and corporate debt obligations

The Sub-Trust mainly invests in Sovereign Issuers and corporate debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in sovereign issuers and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments in sovereign issuers and corporate debt obligations that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust's organization documents, certain parties (including the Trustee and Investment Advisor) are indemnified against certain liabilities that may arise out of the performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Sub-Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the Unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

As of May 31, 2011, the tax years that remain subject to examination by the major tax jurisdictions under the statute of limitations is from the Sub-Trust's commencement to operations to ongoing.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator and Transfer Agent Fees

Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator" and "Transfer Agent") receives a fee accrued daily and paid monthly based on the net asset value of the Sub-Trust. The Administrator and Transfer Agent is entitled to receive an annual fee of 0.05% on the first \$500,000,000; 0.04% on the next \$500,000,000 and 0.03% on assets over \$1,000,000,000. The administrator also receives an annual asset-based fund accounting minimum of \$45,000 per series trust. During the period, the Administrator and Transfer Agent earned fees of \$239,400 with \$70,470 in outstanding accrued fees payable at the end of the period.

(B) Custodian's Fees

The Custodian is entitled to receive a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The Custodian is entitled to be paid agreed upon transaction charges and to recover properly vouched out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust, as set out in the Information Memorandum. The Custodian earns an annual minimum fee of \$5,000. During the period, the Custodian earned fees of \$75,105 with \$13,765 in outstanding accrued fees payable at the end of the period.

(C) Trustee Fees

The Trustee acts as the Trustee of the Sub-Trust. The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% of the net asset value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of US\$10,000 per annum. Fees are accrued daily and paid on a monthly basis. During the period, the Trustee earned fees of \$51,544 with \$16,530 in outstanding accrued fees payable at the end of the period.

(D) Investment Advisor's Fees

Kokusai Asset Management Co., Ltd., (the "Investment Advisor") acts as Investment Advisor of the Sub-Trust. Investment Advisor's fees are accrued daily at a flat rate of 0.38% per annum calculated on the net asset value of the Sub-Trust and made in quarterly payments throughout the fiscal year. Fees are payable in United States Dollars. During the period, the Investment Advisor earned fees of \$1,921,553 with \$742,241 in outstanding accrued fees payable at the end of the period.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Period September 28, 2010 (commencement of operations) to May 31, 2011

8. FEES AND EXPENSES (continued)

(E) Agent Company's Fees

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") receives an annual fee of 0.05% per annum of the net asset value of each Class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and made in quarterly payments. During the period, the Agent Company earned fees of \$252,836 with \$97,663 in outstanding accrued fees payable at the end of the period.

(F) Distributor's Fees

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., (the "Distributor") receives a fee of 0.50% per annum of the net asset value of each Class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. During the period, the Distributor earned fees of \$2,528,359 with \$976,634 in outstanding accrued fees payable at the end of the period.

(G) Manager's Fees

The Manager is entitled to receive a fee of 0.04% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. During the period, the Manager earned fees of \$202,269 with \$78,131 in outstanding fees payable at the end of the period.

9. SUBSEQUENT EVENTS

Management has evaluated the events and transactions that have occurred through November 15, 2011, the date the financial statements were available to be issued.

As a result of an acquisition of the ultimate shareholder of Close Trustees (Cayman) Limited, its name was changed, effective on August 1, 2011, to Intertrust Trustees (Cayman) Limited ("Intertrust"). Intertrust is the trustee of the Underlying Sub-Trust.

There has been no other significant event which requires disclosure in the financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments

May 31, 2011

(Expressed in United States Dollars)

	<u>Units</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Value</u>
INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST - 96.5%			
US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	128,276,903,019	96.5%	\$ 1,284,665,395
TOTAL INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST (Identified cost \$1,285,240,244)		96.5	\$ 1,284,665,395
CASH AND OTHER ASSETS IN EXCESS OF LIABILITIES		3.5	46,498,703
NET ASSETS		100.0%	\$ 1,331,164,098

At May 31, 2011, the Sub-Trust owned 38.57% of the US High Yield Bond Fund's net assets. The Sub-Trust's proportional share of the fair value of the investments below in the Underlying Sub-Trust exceeds 5% of the Sub-Trust's net assets.

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>	<u>Sub-Trust's Proportional Share of Fair Value</u>
		SHORT TERM INVESTMENTS		
USD	172,683,055	Citibank NA	\$ 177,491,755	\$ 68,451,268
	200,000,000	JPMorgan Chase & Co.	200,000,000	77,131,772
		TOTAL SHORT TERM INVESTMENTS		\$ 145,583,040

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments

May 31, 2011

AUD-denominated AUD-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation
Brown Brothers Harriman	AUD	72,770,903	6/30/2011	USD	77,224,239	174,926
						\$ 174,926

AUD-denominated BRL-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation
Brown Brothers Harriman	BRL	236,459,388	6/30/2011	USD	145,346,863	3,596,366
						\$ 3,596,366

AUD-denominated CNY-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation
Brown Brothers Harriman	CNY	92,093	6/30/2011	USD	14,185	46
						\$ 46

AUD-denominated IDR-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Depreciation
Brown Brothers Harriman	IDR	95,530,246,253	6/30/2011	USD	11,149,326	(14,394)
						\$ (14,394)

USD-denominated BRL-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation
Brown Brothers Harriman	BRL	1,373,746,340	6/30/2011	USD	844,447,376	20,860,474
						\$ 20,860,474

USD-denominated CNY-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation
Brown Brothers Harriman	CNY	10,486,976	6/30/2011	USD	1,615,213	5,318
						\$ 5,318

USD-denominated IDR-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2011

Counterparty	Buy	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Depreciation
Brown Brothers Harriman	IDR	488,080,824,150	6/30/2011	USD	56,943,762	(53,334)
						\$ (53,334)

Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts

\$ 24,637,130

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts

(67,728)

\$ 24,569,402

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments (continued)

May 31, 2011

Currency Abbreviations:

AUD - Australian Dollar

BRL - Brazilian Real

CNY - Chinese Yuan

IDR - Indonesia Rupiah

USD - United States Dollar

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年9月末日現在）

資産総額		1,396,656,630.21米ドル	107,053,730,706円
負債総額		74,421,035.23米ドル	5,704,372,350円
純資産総額（ - ）		1,322,235,594.98米ドル	101,349,358,355円
発行済口数	米ドル建 米ドルクラス	1,116,936口	
	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	11,653,465口	
	米ドル建 中国元ヘッジクラス	9,315口	
	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	390,722口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,001,070口	
	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,835,014口	
	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	141口	
	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	82,657口	
1口当たり 純資産価格	米ドル建 米ドルヘッジクラス	92.13米ドル	7,062円
	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	81.00米ドル	6,209円
	米ドル建 中国元ヘッジクラス	97.10米ドル	7,443円
	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	92.01米ドル	7,053円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	91.10豪ドル	6,848円
	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	80.51豪ドル	6,052円
	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	96.27豪ドル	7,237円
	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	90.95豪ドル	6,837円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ウォーター通り40番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成23年9月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約28億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成18年9月末日	35,300,000.00米ドル
平成19年9月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年9月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年9月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年9月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年9月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年 平成22年 5 月	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年 2 月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成23年8月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	24	8,215,644,032.86米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。円による金額は、平成23年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2010年		2009年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	20,457,879	1,568,096	25,821,411	1,979,211
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	1,092,111,302	83,710,331	1,022,388,967	78,366,114
a) 要求払い		892,012,702	68,372,774	888,574,717	68,109,252
b) その他のローンおよび貸付金		200,098,600	15,337,558	133,814,250	10,256,862
顧客に対するローンおよび貸付金		189,891	14,555	0	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 30.1, 30.3	3,328	255	3,558	273
関連会社株式	4, 5	873,028	66,918	860,343	65,945
無形資産	5	714,216	54,745	1,103,304	84,568
有形資産	5	1,131,990	86,767	1,965,053	150,621
その他の資産	6	0	0	44,494	3,410
前払金および未収収益	7	25,629,521	1,964,503	29,960,374	2,296,463
資産合計	8	1,141,111,155	87,466,170	1,082,147,504	82,946,606

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2010年		2009年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	701,182,390	53,745,630	661,186,846	50,679,972
a) 要求払い		701,182,390	53,745,630	661,186,846	50,679,972
顧客に対する未払金	9,15,30.1	310,843,644	23,826,165	304,989,593	23,377,452
a) 要求払い		273,137,559	20,935,994	257,758,715	19,757,206
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		37,706,085	2,890,171	47,230,878	3,620,247
その他の負債	10	601,160	46,079	970,178	74,364
未払金および繰延利益	11	6,927,177	530,968	3,250,870	249,179
引当金		19,026,977	1,458,418	15,849,450	1,214,860
a) 課税引当金	12	18,207,435	1,395,600	15,352,854	1,176,796
b) その他の引当金		819,542	62,818	496,596	38,064
発行済み資本	13	37,117,969	2,845,092	37,117,969	2,845,092
準備金	14	48,009,475	3,679,926	47,636,440	3,651,333
繰越損益	14	2,442	187	7,393	567
当期利益		17,399,921	1,333,704	11,138,765	853,786
負債合計	17	1,141,111,155	87,466,170	1,082,147,504	82,946,606

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2010年		2009年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	1,388,818	106,453	1,474,255	113,002
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		1,388,818	106,453	1,474,255	113,002
信託運用	21	68,157,409,394	5,224,265,430	63,725,221,820	4,884,538,253

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2010年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2010年		2009年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		8,577,067	657,432	8,181,456	627,109
未払利息および類似費用		(2,054,782)	(157,499)	(2,430,358)	(186,287)
有価証券からの収益		269,695	20,672	278,402	21,340
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		72	6	131	10
関連会社株式からの収益		269,623	20,667	278,271	21,329
未収手数料		73,813,018	5,657,768	66,036,605	5,061,706
未払手数料		(33,219,498)	(2,546,275)	(32,108,979)	(2,461,153)
金融業務の純利益		2,069,174	158,602	1,079,368	82,734
その他の事業収益	22	556,692	42,670	1,240,511	95,085
ローンおよび貸付金に関する価値再調整ならびに偶発債務およびコミットメントに対する引当金	2.6	0	0	749,600	57,457
一般管理費用		(25,999,917)	(1,992,894)	(26,707,103)	(2,047,099)
a) スタッフ費用	24,25	(12,491,667)	(957,486)	(13,331,558)	(1,021,864)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(10,328,886)	(791,709)	(11,202,413)	(858,665)
- 社会保障費		(1,364,639)	(104,600)	(1,404,607)	(107,663)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(949,520)	(72,781)	(945,444)	(72,468)
b) その他の一般管理費用	16,26	(13,508,250)	(1,035,407)	(13,375,545)	(1,025,236)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,253,495)	(96,080)	(2,007,689)	(153,889)
その他の事業費用	23	(425,234)	(32,594)	(1,245,170)	(95,442)
経常収益にかかる税金	27.1	(4,015,751)	(307,807)	(764,120)	(58,570)
税引後経常収益		18,316,969	1,403,996	12,302,523	942,988
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(917,048)	(70,292)	(1,163,758)	(89,202)
当期利益		17,399,921	1,333,704	11,138,765	853,786

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2010年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定した。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

2009年度中、当行は、ローンおよび貸付金に関する再分類として、損益計算書において749,600米ドルにのぼる引当金の戻入れを行った。2010年12月31日現在、一括引当金はなかった（2009年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法または時価で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
3か月以下	174,098,600	103,814,250
3か月超	26,000,000	30,000,000
	200,098,600	133,814,250

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、873,028米ドルおよび3,328米ドル（2009年：860,343米ドルおよび3,558米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2010年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2010年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2010年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGCルクス・マネジメント・ エス・エイ	503,137	100%	1,294,315	326,798
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	369,891	100%	537,783	154,904

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	860,343	0	0	12,685	873,028	0	873,028
2. 有形資産	13,877,076	162,434	(294,408)	(901,442)	12,843,660	11,711,670	1,131,990
a) ハードウェア	2,534,761	102,448	(254,941)	(164,656)	2,217,612	1,997,688	219,924
b) ソフトウェア	6,316,939	58,070	0	(410,343)	5,964,666	5,333,451	631,215
c) その他付属品、 家具、機器、車両	5,025,376	1,916	(39,467)	(326,443)	4,661,382	4,380,531	280,851
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 その他の資産

当行のその他の資産は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
保証人預金	0	44,494

注7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
前払法人税	1,790,544	1,914,936
未収利息	354,631	147,219
前払一般経費	6,059,599	8,348,591
信託業務手数料	3,432,212	2,432,788
全体保管手数料	7,415,730	7,362,076
投資ファンド手数料	3,480,559	2,473,011
その他の前払金（未収付加価値税（VAT）および富裕税を含む）	2,509,518	6,180,393
実現スワップ自己損益の中立化	0	448,852
管理会社手数料	517,246	635,226
その他の未収収益	69,482	17,282
	<u>25,629,521</u>	<u>29,960,374</u>

注8 外貨建て資産

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、861,220,282米ドル（2009年：604,413,417米ドル）である。

注9 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
3か月以下	<u>37,706,085</u>	<u>47,230,878</u>

注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
優先債権者	287,729	496,318
諸債権者	313,431	473,860
	<u>601,160</u>	<u>970,178</u>

注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
未払利息	309,021	164,481
未払一般経費（その他）	198,285	318,446
未払手数料	5,839,691	2,767,678
実現スワップ自己損益の中立化	524,442	0
その他の未払費用	53,418	0
その他の仮受金	2,320	265
	<u>6,927,177</u>	<u>3,250,870</u>

注12 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2010年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったため、負の中和ポジションは減少（2009年：増加）し、当行は1,942,382米ドルに相当する繰延税の戻入れを行った。2009年に、当行は741,751米ドルに相当する繰延税の引当金を設定した。繰延税の戻入れは、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され2,263,364米ドル（2009年12月31日：3,756,175米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2010年1月1日現在の残高	3,711,797	43,924,643	7,393
2009年12月31日終了年度の利益			11,138,765
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(10,770,681)
- 準備金への振替	0	373,035	(373,035)
2010年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>44,297,678</u>	<u>2,442</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控

除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額11,297,678米ドル（2009年：10,924,643米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

	2010年 富裕税準備金 米ドル	2010年 富裕税準備金 ユーロ
2005年	1,241,000	1,063,650
2006年	2,498,676	2,601,000
2007年	3,223,324	2,744,825
2008年	3,961,643	2,814,525
2009年	373,035	260,000
2010年12月31日現在の残高	11,297,678	9,484,000

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2010年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	985,801,720	948,392,404
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	873,028	860,343
前払金および未収収益	6,853,634	7,000,340
	993,528,383	956,253,088

負債

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
金融機関に対する未払金	699,269,235	660,216,439
顧客に対する未払金	32,031,297	10,520,246
	731,300,532	670,736,685

当行は、2010年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義される通り、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、通達06 / 273（改訂済）のパート 、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2010年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,004,635,664米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

	2010年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	985,801,718
外国為替取引（想定支払金額の2%）	18,833,946
	1,004,635,664

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（V A T）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
財務書類の監査	195,063	203,734
税金アドバイス報酬	32,473	43,542
その他の報酬	54,099	13,552
	<u>281,635</u>	<u>260,828</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注17 外貨建て負債

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、864,643,846米ドル（2009年：540,518,170米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
念書	<u>1,388,818</u>	<u>1,474,255</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>520,170</u>	<u>545,943</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2010年12月31日および2009年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下の通りである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
前年度に関する富裕税過払いの調整	0	794,287
過年度の付加価値税（VAT）還付金	898	59,144
過年度の一般経費調整からの利益	326,651	182,980
過年度の利子の調整	33,832	89,665
過年度の手数料の調整	177,774	88,810
その他	17,537	25,625
	<u>556,692</u>	<u>1,240,511</u>

注23 その他の事業費用

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
固定資産売却損	3,307	0
過年度の一般経費調整からの費用	28,198	42,047
過年度の利子	0	9,993
過年度の手数料	43,515	1,180,988
訴訟引当金(1)	350,000	0
その他	214	12,142
	<u>425,234</u>	<u>1,245,170</u>

(1) 訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものであり、両当事者はすでに和解している。当該金額は、2011年1月に当事者に支払われた。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下の通りである。

	2010年 人数	2009年 人数
上級管理職	13	14
中間管理職	24	24
従業員	74	77
	<u>111</u>	<u>115</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下の通り手当を与えた。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
上級管理職	<u>3,087,116</u>	<u>3,071,009</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2010年12月31日および2009年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
賃貸および関連費用	1,171,181	1,209,724
通信費用	361,965	396,905
専門家報酬	540,526	618,124
データ費用	557,425	526,077
維持費	694,431	742,804
旅費、交通費、出張費	154,674	162,555
業務費用	3,118,331	2,874,518
システム費用	5,668,850	5,655,691
その他の費用	1,240,867	1,189,147
	<u>13,508,250</u>	<u>13,375,545</u>

注27.1 経常収益にかかる税金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
法人税	4,548,061	10,963
繰延法人税	(1,479,895)	566,626
地方事業税	1,410,071	11,407
繰延地方事業税	(462,486)	175,124
	<u>4,015,751</u>	<u>764,120</u>

注27.2 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
富裕税（注14）	624,197	740,374
付加価値税（VAT）	244,090	381,968
その他の税金	48,761	41,416
	<u>917,048</u>	<u>1,163,758</u>

注28 親会社

2010年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。
持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	558	0	0	0	558
B c L 残高	20,457,321	0	0	0	20,457,321
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,328	3,328
合計	1,086,569,181	26,000,000	0	3,328	1,112,572,509
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	701,182,390	0	0	0	701,182,390
顧客に対する未払金	310,843,644	0	0	0	310,843,644
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,388,818	0	0	0	1,388,818
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	666	0	0	0	666
B C L 残高	25,820,745	0	0	0	25,820,745
金融機関に対するローンおよび貸付金	992,388,967	30,000,000	0	0	1,022,388,967
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,558	3,558
合計	1,018,210,378	30,000,000	0	3,558	1,048,213,936
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	661,186,846	0	0	0	661,186,846
顧客に対する未払金	304,989,593	0	0	0	304,989,593
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,474,255	0	0	0	1,474,255
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	967,650,694	0	0	0	967,650,694

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品

（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	61,232,663	0	0	0	61,232,663	1,033,227
スワップ	490,823,932	0	0	0	490,823,932	6,401,698
合計	552,056,595	0	0	0	552,056,595	7,434,925
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	309,162,814	0	0	0	309,162,814	5,122,431
スワップ	512,266,543	0	0	0	512,266,543	2,802,008
合計	821,429,357	0	0	0	821,429,357	7,924,439

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品

(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	273,151,740	0	0	0	273,151,740	4,566,868
スワップ	200,885,191	0	0	0	200,885,191	997,354
合計	474,036,931	0	0	0	474,036,931	5,564,222
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	209,978,475	0	0	0	209,978,475	3,235,902
スワップ	130,702,702	0	0	0	130,702,702	1,860,944
合計	340,681,177	0	0	0	340,681,177	5,096,846

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2010年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2010年 簿価 米ドル	2009年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	20,457,879	25,821,411
ＥＵ加盟国	20,457,879	25,821,411
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,092,111,302	1,022,388,967
ＥＵ加盟国	9,713,122	40,642,807
北および中央アメリカ	244,630,008	81,060,912
アジア	837,703,130	900,683,749
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	2,390	415
南アフリカ	0	0
オーストラリアおよびニュージーランド	62,652	1,084
顧客に対するローンおよび貸付金	189,891	0
ＥＵ加盟国	189,891	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,328	3,558
ＥＵ加盟国	3,328	3,558
合計	1,112,762,400	1,048,213,936

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2010年 未収想定元本 米ドル	2009年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	110,849,480	416,716,520
アジア	242,638,000	67,760,770
アメリカ	12,843,398	0
スワップ		
アジア	246,700,743	66,415,641
E U加盟国	759,964,811	264,292,548
合計	1,372,996,432	815,185,479

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2010	2009
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1, 30.3	20.457.879	25.821.411
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 30.1, 30.3	1.092.111.302	1.022.388.967
a) repayable on demand		892.012.702	888.574.717
b) other loans and advances		200.098.600	133.814.250
Loans and advances to customers		189.891	0
Shares and other variable-yield securities	4, 30.1, 30.3	3.328	3.558
Shares in affiliated undertakings	4, 5	873.028	860.343
Intangible assets	5	714.216	1.103.304
Tangible assets	5	1.131.990	1.965.053
Other assets	6	0	44.494
Prepayments and accrued income	7	25.629.521	29.960.374
TOTAL ASSETS	8	<u>1.141.111.155</u>	<u>1.082.147.504</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2010	2009
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1	701.182.390	661.186.846
a) repayable on demand		701.182.390	661.186.846
Amounts owed to customers	9, 15, 30.1	310.843.644	304.989.593
a) repayable on demand		273.137.559	257.758.715
b) with agreed maturity dates or periods of notice		37.706.085	47.230.878
Other liabilities	10	601.160	970.178
Accruals and deferred income	11	6.927.177	3.250.870
Provisions		19.026.977	15.849.450
a) provisions for taxation	12	18.207.435	15.352.854
b) other provisions		819.542	496.596
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	48.009.475	47.636.440
Result brought forward	14	2.442	7.393
Profit for the financial year		17.399.921	11.138.765
TOTAL LIABILITIES	17	<u>1.141.111.155</u>	<u>1.082.147.504</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010

(in USD)

	Notes	2010	2009
Contingent liabilities	18, 30.1	1.388.818	1.474.255
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.388.818	1.474.255
Fiduciary operations	21	68.157.409.394	63.725.221.820

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010

(in USD)

	Notes	2010	2009
Interest receivable and similar income		8.577.067	8.181.456
Interest payable and similar charges		(2.054.782)	(2.430.358)
Income from securities		269.695	278.402
Income from shares and other variable yield securities		72	131
Income from shares in affiliated undertakings		269.623	278.271
Commission receivable		73.813.018	66.036.605
Commission payable		(33.219.498)	(32.108.979)
Net profit on financial operations		2.069.174	1.079.368
Other operating income	22	556.692	1.240.511
Value re-adjustments in respect of loans and advances and provisions for contingent liabilities and for commitments	2.6.	0	749.600
General administrative expenses		(25.999.917)	(26.707.103)
a) staff costs	24, 25	(12.491.667)	(13.331.558)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(10.328.886)	(11.202.413)
- social security costs		(1.364.639)	(1.404.607)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(949.520)	(945.444)
b) other administrative expenses	16, 26	(13.508.250)	(13.375.545)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.253.495)	(2.007.689)
Other operating charges	23	(425.234)	(1.245.170)
Tax on profit on ordinary activities	27.1	(4.015.751)	(764.120)
Profit on ordinary activities after tax		18.316.969	12.302.523
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	(917.048)	(1.163.758)
Profit for the financial year		<u>17.399.921</u>	<u>11.138.765</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S. A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank has established a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

During the year 2009, the Bank has written back the provision of USD 749,600 under the Profit and Loss Account in Value re-adjustment in respect of loans and advances. As at December 31, 2010, the lump-sum provision amounts to USD 0 (2009 USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
 Software: 4 years and 5 years;
 Other intangible assets: 5 years;
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Not more than three months	174.098.600	103.814.250
More than three months	26.000.000	30.000.000
	<u>200.098.600</u>	<u>133.814.250</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 873.028 and USD 3.328 (2009: USD 860.343 and USD 3.558).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2010, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2010	Result for the year ended 31/12/2010
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	503.137	100 %	1.294.315	326.798
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	369.891	100 %	537.783	154.904

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	860.343	0	0	12.685	873.028	0	873.028
2. Tangible assets	13.877.076	162.434	(294.408)	(901.442)	12.843.660	11.711.670	1.131.990
a) Hardware	2.534.761	102.448	(254.941)	(164.656)	2.217.612	1.997.688	219.924
b) Software	6.316.939	58.070	0	(410.343)	5.964.666	5.333.451	631.215
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	5.025.376	1.916	(39.467)	(326.443)	4.661.382	4.380.531	280.851
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.231.223	714.216
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.231.223	714.216

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

The Bank's other assets may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Guarantee deposit	<u>0</u>	<u>44.494</u>

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Prepaid income taxes	1.790.544	1.914.936
Accrued interest income	354.631	147.219
Prepaid general expenses	6.059.599	8.348.591
Commission on fiduciary operations	3.432.212	2.432.788
Commission on global custody	7.415.730	7.362.076
Commission on investment funds	3.480.559	2.473.011
Other prepayments (including VAT & Net worth tax receivable)	2.509.518	6.180.393
Neutralization of realized swap own result	0	448.852
Commission from Management Companies	517.246	635.226
Other accrued income	<u>69.482</u>	<u>17.282</u>
	<u>25.629.521</u>	<u>29.960.374</u>

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2010 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 861.220.282 (2009: USD 604.413.417).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Not more than three months	<u>37.706.085</u>	<u>47.230.878</u>

NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Preferential creditors	287.729	496.318
Sundry creditors	<u>313.431</u>	<u>473.860</u>
	<u>601.160</u>	<u>970.178</u>

NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Accrued interest expenses	309.021	164.481
Accrued general expenses (Others)	198.285	318.446
Accrued commission	5.839.691	2.767.678
Neutralization of realized swap own result	524.442	0
Other accrued expenses	53.418	0
Other suspense receipt	<u>2.320</u>	<u>265</u>
	<u>6.927.177</u>	<u>3.250.870</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 12 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2010, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased (2009: increased) and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 1.942.382. In 2009, the Bank has made a provision for deferred taxes for an amount equivalent of USD 741.751. Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 2.263.364 (December 31, 2009: USD 3.756.175) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2010	3.711.797	43.924.643	7.393
Profit for the year ended December 31, 2009			11.138.765
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(10.770.681)
- Transfer to reserves	0	373.035	(373.035)
Balance at December 31, 2010	<u>3.711.797</u>	<u>44.297.678</u>	<u>2.442</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 11.297.678 (2009: USD 10.924.643).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

Years	2010	2010
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2005	1.241.000	1.063.650
2006	2.498.676	2.601.000
2007	3.223.324	2.744.825
2008	3.961.643	2.814.525
2009	373.035	260.000
Balance at December 31, 2010	<u>11.297.678</u>	<u>9.484.000</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2010.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2010	2009
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	985.801.720	948.392.404
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	873.028	860.343
Prepayments and accrued income	6.853.634	7.000.340
	<u>993.528.383</u>	<u>956.253.088</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

LIABILITIES

	2010	2009
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	699.269.235	660.216.439
Amounts owed to customers	32.031.297	10.520.246
	<u>731.300.532</u>	<u>670.736.685</u>

The Bank has not entered into any material transaction with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2010 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2010, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.004.635.664 breakdown as follows:

	2010
	USD
Loans and advances to credit institutions	985.801.718
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	18.833.946
	<u>1.004.635.664</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Audit of the Annual Accounts	195.063	203.734
Tax advisory fees	32.473	43.542
Other fees	54.099	13.552
	<u>281.635</u>	<u>260.828</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2010, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 864.643.846 (2009: 540.518.170).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Counter-guarantees	<u>1.388.818</u>	<u>1.474.255</u>

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2010 USD	2009 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	520.170	545.943

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2010 and 2009:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2010	2009
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	0	794.287
VAT refund for prior years	898	59.144
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	326.651	182.980
Adjustment for interest previous years	33.832	89.665
Adjustment for commission previous years	177.774	88.810
Other	17.537	25.625
	<u>556.692</u>	<u>1.240.511</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2010	2009
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	3.307	0
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	28.198	42.047
Interest previous years	0	9.993
Commission previous years	43.515	1.180.988
Provision for Litigation (1)	350.000	0
Others	214	12.142
	<u>425.234</u>	<u>1.245.170</u>

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank and for which an agreement has been reached between the two parties. The amount has been paid to the party in January 2011.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2010 Number	2009 Number
Senior management	13	14
Middle management	24	24
Employees	74	77
	<u>111</u>	<u>115</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2010 USD	2009 USD
Senior management	<u>3.087.116</u>	<u>3.071.009</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2010 and 2009, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2010	2009
	USD	USD
Rent and related expenses	1.171.181	1.209.724
Telecommunication expenses	361.965	396.905
Professional fees	540.526	618.124
Data charges	557.425	526.077
Maintenance	694.431	742.804
Travelling, moving, business trips	154.674	162.555
Service fee	3.118.331	2.874.518
System cost	5.668.850	5.655.691
Other expenses	1.240.867	1.189.147
	<u>13.508.250</u>	<u>13.375.545</u>

NOTE 27.1 - TAX ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

	2010	2009
	USD	USD
Corporate Income Tax	4.548.061	10.963
Deferred Corporate Income Tax	(1.479.895)	566.626
Municipal Business Tax	1.410.071	11.407
Deferred Municipal Business Tax	(462.486)	175.124
	<u>4.015.751</u>	<u>764.120</u>

NOTE 27.2 - OTHER TAXES NOT SHOWN UNDER THE PRECEDING ITEMS

	2010	2009
	USD	USD
Net worth tax (note 14)	624.197	740.374
VAT	244.090	381.968
Other taxes	48.761	41.416
	<u>917.048</u>	<u>1.163.758</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2010, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" ("AGDL").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions ("the Guarantee"). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction.

No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	558	0	0	0	558
Balances with the BcL	20.457.321	0	0	0	20.457.321
Loans and advances to credit institutions	1.066.111.302	26.000.000	0	0	1.092.111.302
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.328	3.328
Total	<u>1.086.569.181</u>	<u>26.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.328</u>	<u>1.112.572.509</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	701.182.390	0	0	0	701.182.390
Amounts owed to customers	310.843.644	0	0	0	310.843.644
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.388.818	0	0	0	1.388.818
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>1.013.414.852</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.013.414.852</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	666	0	0	0	666
Balances with the BCL	25.820.745	0	0	0	25.820.745
Loans and advances to credit institutions	992.388.967	30.000.000	0	0	1.022.388.967
Shares and other variable yield securities	0		0	3.558	3.558
Total	1.018.210.378	30.000.000	0	3.558	1.048.213.936
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	661.186.846	0	0	0	661.186.846
Amounts owed to customers	304.989.593	0	0	0	304.989.593
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.474.255	0	0	0	1.474.255
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	967.650.694	0	0	0	967.650.694

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	61.232.663	0	0	0	61.232.663	1.033.227
Swaps	490.823.932	0	0	0	490.823.932	6.401.698
Total	552.056.595	0	0	0	552.056.595	7.434.925
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	309.162.814	0	0	0	309.162.814	5.122.431
Swaps	512.266.543	0	0	0	512.266.543	2.802.008
Total	821.429.357	0	0	0	821.429.357	7.924.439

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	273.151.740	0	0	0	273.151.740	4.566.868
Swaps	200.885.191	0	0	0	200.885.191	997.354
Total	474.036.931	0	0	0	474.036.931	5.564.222
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	209.978.475	0	0	0	209.978.475	3.235.902
Swaps	130.702.702	0	0	0	130.702.702	1.860.944
Total	340.681.177	0	0	0	340.681.177	5.096.846

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2010 Carrying amount in USD	2009 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	20.457.879	25.821.411
EU member countries	20.457.879	25.821.411
Loans and advances to credit institutions	1.092.111.302	1.022.388.967
EU member countries	9.713.122	40.642.807
North & Central America	244.630.008	81.060.912
Asia	837.703.130	900.683.749
Europe, non-EU member countries	2.390	415
South Africa	0	0
Australia and New Zealand	62.652	1.084
Loans and advances to customers	189.891	0
EU member countries	189.891	0
Shares and other variable yield securities	3.328	3.558
EU member countries	3.328	3.558
Total	<u>1.112.762.400</u>	<u>1.048.213.936</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2010 Notional/ receivable amount in USD	2009 Notional/ receivable amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	110.849.480	416.716.520
Asia	242.638.000	67.760.770
America	12.843.398	0
Swaps		
Asia	246.700.743	66.415.641
EU member countries	759.964.811	264.292.548
Total	<u>1.372.996.432</u>	<u>815.185.479</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円への換算には平成23年9月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	30,727,952.00	2,355,298
1.2	売買目的で保有される金融資産	1,748,169.00	133,997
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	1,748,169.00	133,997
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	2,104,952.00	161,345
1.4.1	持分証券	2,104,952.00	161,345
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	1,086,205,285.00	83,257,635
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	1,086,205,285.00	83,257,635
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	386,163.00	29,599
1.9.1	有形固定資産	386,163.00	29,599
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	1,165,631.00	89,346
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	1,165,631.00	89,346
1.12	税金資産	1,703,114.00	130,544
1.12.1	現行税金資産	1,703,114.00	130,544
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	24,816,525.00	1,902,187
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	1,148,857,791.00	88,059,950

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年 6月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	239,784.00	18,379
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	239,784.00	18,379
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	1,022,637,911.00	78,385,196
2.4.1	金融機関からの預金	752,787,973.00	57,701,198
2.4.2	金融機関以外からの預金	269,849,938.00	20,683,998
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	13,469,496.00	1,032,437
2.9.1	現行税金負債	11,023,417.00	844,945
2.9.2	繰延税金負債	2,446,079.00	187,492
2.10	その他の負債	10,757,985.00	824,600
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	1,047,105,176.00	80,260,612

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年6月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	2,845,092
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	2,845,092
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	1,186,131.00	90,917
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	1,186,131.00	90,917
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	50,184,867.00	3,846,670
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	13,263,648.00	1,016,659
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	101,752,615.00	7,799,338
3.11	負債および資本合計	1,148,857,791.00	88,059,950

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2011年6月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	30,896,321.00	2,368,203
5.2	利息収益	5,889,587.00	451,437
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	127,622.00	9,782
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	2,665,530.00	204,313
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	3,096,435.00	237,342
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	2,146,641.00	164,540
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	17,188.00	1,317
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	2,129,453.00	163,223
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	348,254.00	26,694
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	348,254.00	26,694
5.6	受取手数料（＋）	44,460,362.00	3,407,887
5.7	（支払手数料）（－）	18,861,846.00	1,445,760
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	1,093,544.00	83,820
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	1,093,544.00	83,820
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	634,960.00	48,670
5.15	その他の事業費用（－）	521,899.00	40,004

米ドル

千円

5.16	一般管理費（－）	13,719,082.00	1,051,568
5.16.1	従業員費用（－）	6,627,339.00	507,986
5.16.2	一般管理費用（－）	7,091,743.00	543,582
5.17	減価償却（＋／－）	576,073.00	44,156
5.17.1	有形固定資産	152,968.00	11,725
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	423,105.00	32,431
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	16,601,166.00	1,272,479
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,337,518.00	255,821
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	13,263,648.00	1,016,659
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	13,263,648.00	1,016,659

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。さらに、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社、管理会社および投資顧問会社のそれぞれは、サブ・ファンドの活動に対して、適切かつ受託義務に合致する時間および支援を費やす。信託証書および投資顧問契約のいずれも、受託会社、管理会社および投資顧問会社またはそれぞれの主要業務担当者がその他の受託、管理または投資顧問関係を結ぶことまたはその他の業務活動に従事することを（かかる業務活動が、サブ・ファンドと競合する可能性および／または相当な時間および支援を伴う可能性がある場合においても）制限しない。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的と同一か類似する目的を有するその他の投資信託の投資運用会社および／または投資顧問会社を務めるか将来務めることがある。かかる活動は、投資顧問会社の支援ならびに社員の時間および努力が、サブ・ファンドの事業のみに費やされるのではなく、事業およびその他の活動間に配分されなければならない場合において、利益相反を引き起こすと考えられる可能性がある。

利益相反はまた、サブ・ファンド、投資顧問会社および／またはその関連会社が関与しているその他の投資ピークル、投資顧問会社のその他の顧問クライアント、投資顧問会社の主要業務担当者、従業員および関連会社ならびに投資顧問会社自身の勘定で行われる投資に関連して発生する可能性がある。かかる投資は、特にサブ・ファンドもしくはその他のクライアントに対する特定の投資活動の適切性もしくは適格性に影響を及ぼす投資目的、投資戦略もしくはその他の要因の違いまたは特定の投資もしくは取引機会の利用可能性に対する制限に起因して、内容、時期および価格に差異が生じることがある。特に、サブ・ファンドは、投資顧問会社、その関連会社または投資顧問会社が運用するその他の投資信託が利害関係を有するかまたは収益分配契約に合意したその他の投資信託に投資することがある。投資顧問会社は、各投資信託の目的、戦略、制限および投資に利用できる資本を考慮し公正であると判断する方法で運用する様々な投資信託間に投資機会を配分する。投資顧問会社およびその主要業務担当者、関連会社または従業員のいずれも、サブ・ファンドまたはその他の投資信託に特定の投資機会を提供する義務またはサブ・ファンドにとって有益である可能性のある投資機会を活用することを自制する義務を有しない。投資顧問会社は、サブ・ファンドに対して、投資顧問会社および／またはその関連会社が投資対象もしくはその他の持分または関係を有する会社により発行される証券に投資させることがある。

投資顧問会社は時に、投資先ファンドの資産の評価に関して管理会社および管理事務代行会社に助言をすることまたは管理会社および管理事務代行会社と協議をすることがある。投資顧問会社は、資産の価額の下落が投資顧問会社が受領することができる運用報酬の額の減少をもたらすため、かかる評価決定のいずれかについて提言を行う際に利益相反に直面することがある。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、C S S Fは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想され

る事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年６月末日現在、125万米ドル（約9,581万円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、ファンドの受託者（以下「受託会社」という。）として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。受託会社はまた、ケイマン諸島の投資信託法（2009年改訂）に基づき、投資信託管理者としての免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年６月末日現在、６億米ドル（約460億円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(3) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年９月末日現在、26億8,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成23年６月末日現在、180億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

２【関係業務の概要】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

保管契約および管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

- (3) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

- (4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年９月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2010年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者

としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信

託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなけ

ればならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細

を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めて

グランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知を C I M A に対して行うこと
- () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること

(b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

(c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

(d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
- (b) 選任後 3 か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。

- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

(b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

(c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった人物、または

(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。

9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること

(d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

(e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと

9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去ら

れた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運

営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する

る情報

- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

本会計年度中、サブ・ファンドについては下記の書類が関東財務局長に提出されている。

該当事項なし。

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙 A

定義

管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社間で締結された平成20年11月付管理事務代行契約をいう。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
豪ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
営業日	(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつ(2) ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーをいう。
保管契約	受託会社および保管会社間で締結された平成20年11月付保管契約をいう。 当該契約に従い、受託会社は、保管会社に対し、トラストの資産の保管に関する責任を委託している。
取引日	営業日をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家	非米国人またはＥＵ非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、（ ）適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または（ ）いずれかのＥＵ加盟国においてまたはいずれかのＥＵ加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのＥＵ加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社を除く。）は、適格投資家とみなされない。
ＥＵ加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
会計年度	毎年6月1日に開始し5月31日に終了する期間をいう。ただし、最初の会計年度は、平成22年9月28日から平成23年5月31日までの期間とする。
ハイ・イールド債	格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、サブ・ファンドの受益証券の目論見書（随時修正済）をいう。
被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
当初申込期間	平成22年8月23日から平成22年9月24日までの期間をいう。
投資顧問会社	投資顧問会社としての地位を有する国際投信投資顧問株式会社をいう。

投資顧問会社関係者	サブ・ファンド、管理会社および投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）をいう。
管理会社	管理会社としての資格におけるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。
1口当たり純資産価格	受益証券の各クラスの純資産価額を当該時点における当該クラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
NDFまたは直物為替先物取引	一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分への受渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差、および元本により計算された額の受渡しを行う取引をいう。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
指定時刻	ルクセンブルグ時間午後1時をいう。
サブ・ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションをいう。
サブ・ファンド決議	関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
買付申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。

発行価格	適用ある取引日における受益証券１口当たり純資産価格であるクラス受益証券の価格をいう。
ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストの名称で知られる、信託証書により設立されるオープンエンド型アンブレラ型免税ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成22年８月３日付信託証書（随時補足され、または変更される。）をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
投資先ファンド	ケイマン諸島のユニット・トラストであるコクサイ・トラストのサブ・ファンドである、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスをいう。
受益者	サブ・ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	ファンドの資産における受益権をそれぞれ表章するファンドの受益証券をいう。
米ドル	米国の通貨である米ドルをいう。
評価日	取引日である毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

別紙Ｂ

レギュレーションＳに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションＳに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2009年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ
独立監査人

〔署名〕
ベンジャミン・ラム
パートナー

2010年 5 月 5 日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉ É

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agré é considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2009 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

Benjamin Lam

Partner

May 5, 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

独立監査人の報告書

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
の受託会社および受益者各位

我々は、資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに関連する損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務ハイライトは、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである、外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）の2011年5月31日現在の財政状態ならびに2010年9月28日（運用開始日）から2011年5月31日までの期間の運用成績、純資産変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライトを、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および財務ハイライト（以下、総称して「財務書類」という。）は、サブ・ファンドの経営陣が責任を負っている。我々は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。監査は、試査による財務書類中の金額およびその他の開示を裏付ける証拠の検証、採用されている会計原則および経営陣によってなされた重要な見積りの評価、ならびに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々の監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

プライスウォーターハウスクーパース
2011年11月15日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Unitholder of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

In our opinion, the accompanying statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, and the related statements of operations, of changes in net assets, of cash flows and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (" the Sub-Trust ") a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the "Trust") at May 31, 2011, and the results of its operations, the changes in its net assets, its cash flows and its financial highlights for the period September 28, 2010 (commencement of operations) through May 31, 2011, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as "financial statements") are the responsibility of the Sub-Trust's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit of these financial statements in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers

November 15, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

April 21, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。